

東松山市文化芸術推進基本計画

The Plan for the Promotion of Culture & Art in Higashimatsuyama City



令和4年度～令和8年度
(2022～2026)

東松山市教育委員会

はじめに

現在の我が国を取り巻く社会経済情勢はかつてないほど著しく変化し、心のゆとりや潤いを実感できる暮らしの実現、地域が有する資源や魅力をいかしたまちづくりの推進が求められています。

こうした背景の中、本市が有する貴重な文化芸術資源は、心豊かな市民生活の実現と活力あるまちづくりの進展に重要な役割を果たすことが期待されます。

この「東松山市文化芸術推進基本計画」は、本市が誇るべき貴重な文化芸術資源を最大限に活用し、文化芸術のさらなる推進を図るべく策定したものです。

文化芸術は、人々に安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、新たな創造や交流を生み、地域社会に活力を与えます。今後は、本計画に基づき、本市の目指す将来像に「文化と芸術が薫るまち」を掲げ、市民・文化芸術団体・事業者・行政の協働により文化芸術のさらなる推進に取り組んでまいります。

結びに、計画策定にあたりご尽力いただいた文化芸術推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

東松山市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画が対象とする範囲	2
第2章 現状と課題	3
1 計画策定の背景	3
2 東松山市における文化芸術の現状と課題	4
(1) 現状	4
(2) 課題	4
第3章 文化芸術施策	9
1 目指す将来像	9
2 基本理念	9
3 施策体系図	10
4 基本施策	11
(1) 鑑賞機会の充実	11
(2) 文化芸術活動の推進	13
(3) 文化芸術情報の収集と提供	15
(4) 文化財の保護と活用	16
(5) 伝統的な文化芸術の継承	18
(6) 次代を担う子どもたちの感性や創造力を育む活動の充実	19
(7) 文化芸術活動を担う人材の育成と活用	20
(8) 文化芸術を活用したまちづくりの推進	21
(9) 観光・産業・子育て・福祉などの関連分野との連携	22

第4章 計画の推進	23
1 推進体制.....	23
(1) 市の役割.....	23
(2) 市民の役割.....	23
(3) 文化芸術団体の役割.....	23
(4) 事業者の役割.....	23
2 進捗管理.....	24
第5章 資料編	25
1 策定経過.....	25
2 東松山市文化芸術推進条例(逐条解説).....	26
3 東松山市文化芸術推進審議会委員.....	30
4 文化芸術に関するアンケート調査結果.....	31

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

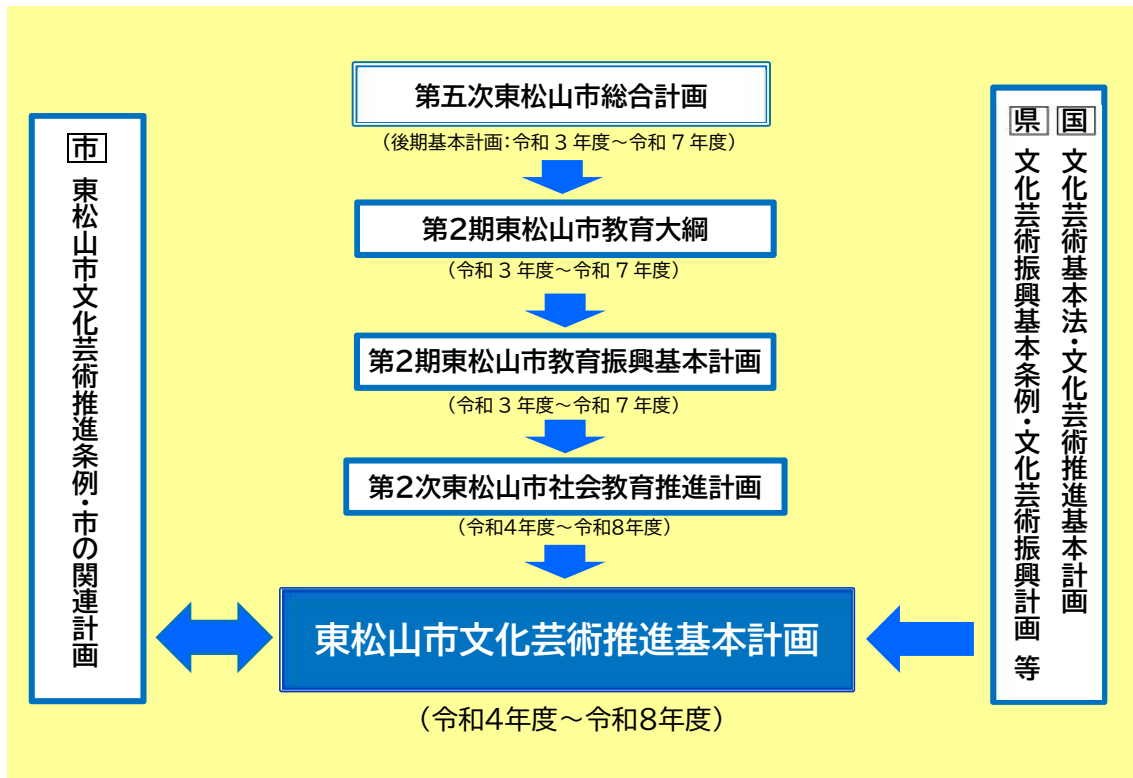
文化芸術は、人々に安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かなものにします。また、新たな創造や交流を生み出し、地域社会に活力を与えます。

心のゆとりや潤いを実感できる暮らしや持続可能な地域づくりが求められる時代において、文化芸術が有する活力への期待は大きく、文化芸術に親しむ環境を整備し、教育や福祉、産業など人々の生活に身近な分野と連携しながら文化芸術施策を展開していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市の文化芸術のさらなる推進を図ることを目的として「東松山市文化芸術推進基本計画」を定め、市が市民や団体、事業者等と協働し、様々な文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「東松山市文化芸術推進条例」に規定された基本計画として、条例の基本理念を推進するとともに、「第五次東松山市総合計画」に基づき、文化芸術分野の具体的な方向性を示すための個別計画として位置づけます。また、社会教育や学校教育分野など関連する本市の個別計画とも連携し、整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

ただし、計画の進行管理や本市を取り巻く社会情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直しや改善を図ります。

4 計画が対象とする範囲

文化は、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとした暮らし、生活様式、価値観など、人間と人間の生活にかかわる総体を意味するとされています。その範囲はかなり広く捉えることができますが、本計画においては、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽・出版物・レコード等、文化財等、地域における文化芸術など、「文化芸術基本法」が対象としている範囲を基本として、具体的な文化芸術施策の展開を図ります。

対象とする文化芸術の範囲

- ① 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
- ② メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- ③ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等）
- ④ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- ⑤ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）
国民娯楽（囲碁、将棋等）
出版物
レコード等
- ⑥ 文化財等（有形・無形の文化財とその保存技術）
- ⑦ 地域における文化芸術（各地域の文化芸術の公演・展示・芸術祭等、地域固有の伝統芸能・地域の人々による民俗芸能）

第2章 現状と課題

1 計画策定の背景

近年、人々の価値観やライフスタイルの多様化、世界共通の目標であるSDGs¹への取組など、社会状況が著しく変化する中、心のゆとりや潤いを実感できる暮らしの実現や持続可能な地域づくりが求められるようになってきました。そのような中で、心豊かな市民生活と活力ある地域社会の実現に向けて、文化芸術の役割はますます重要となっています。

国において、文化芸術の振興に対する国民の要望の高まりなどを背景に、平成13年（2001年）に「文化芸術振興基本法」が制定されました。その中で、地方公共団体は地域の特性に応じた文化芸術施策を策定し、実施することが責務とされました。また、平成29年（2017年）6月には同法の一部が改正され、「文化芸術基本法」が施行されました。同法では、文化芸術そのものの振興に加え、観光や産業、子育て、福祉などの関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展・創造に活用することの重要性をうたっています。

一方、埼玉県では平成21年（2009年）7月に「埼玉県文化芸術振興基本条例」が施行された後、平成23年（2011年）3月に「埼玉県文化芸術振興計画」が策定され、文化芸術施策の方向性が明らかにされました。

こうした背景と近年の文化芸術を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、地域の特性に応じた文化芸術施策を総合的かつ計画的に進めるため、令和3年（2021年）4月に「東松山市文化芸術推進条例」を施行し、新たに「東松山市文化芸術推進基本計画」を策定します。



東松山市文化祭(東松山市民劇場)



WAKAMOE プラスフェスティバル
(市内中学校吹奏楽部合同演奏会)

¹SDGs：持続可能な開発目標。本計画では、SDGsに掲げる17の目標のうち、特に関連性の高い目標4「質の高い教育をみんなに」を意識しながら、文化芸術施策の推進を図るものとする。

2 東松山市における文化芸術の現状と課題

(1)現状

本市の文化芸術を象徴するものとして、高坂彫刻プロムナードがあります。この通りを飾る32体の彫刻群はすべて、日本を代表する彫刻家高田博厚による作品です。昭和61年(1986年)から平成6年(1994年)にかけて、東武東上線高坂駅西口から約1kmにわたり、まちづくりのシンボルとして高田の作品が設置され、文化芸術に身近に触れる場所として市民に親しまれています。

平成29年(2017年)には高田のご遺族やゆかりのある方々から彫刻やデッサンなどの寄贈を受け、以降、これらの貴重な作品を広く市民に公開する企画展「高田博厚展」や巡回展を開催しています。

市内の文化芸術活動や鑑賞の場としては、市民文化センター、市民活動センター、図書館、きらめき市民大学、埋蔵文化財センター等の公立施設や私立美術館・資料館があり、これらは多くの市民によって活用されてきました。

市民文化センターでは、音楽・映像・演劇・ダンス・美術等の多彩な文化芸術活動が展開され、文化芸術の催しに様々な形で市民が携わることで、人々の交流が生まれ、共に創造する、本市の市民文化が育まれてきました。

市民活動センターや図書館等では、地域住民の自主グループによる創作活動や成果発表が行われ、文化祭や各種講座など地域に根づいた様々な文化芸術活動が自主的に運営され、継続されています。

また、市内には地域文化の象徴ともいえるべき有形・無形の文化財が多数存在し、埋蔵文化財センターでは発掘調査研究や出土品の整理保存・展示を行っています。

さらに、本市にゆかりのある数多くのアーティストが様々な分野で活躍するなど豊富な文化芸術資源を有しています。

(2)課題

本計画の策定にあたり、本市の文化芸術に関する現状や課題を把握するため、令和3年(2021年)7月に「生涯学習及び文化芸術に関する市民アンケート調査(以下「市民調査」という。)」及び「生涯学習及び文化芸術に関する団体アンケート調査(以下「団体調査」という。)」を行いました。

市民調査は、住民基本台帳をもとに無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象に実施し、回収数は986件、回収率は49.3%です。

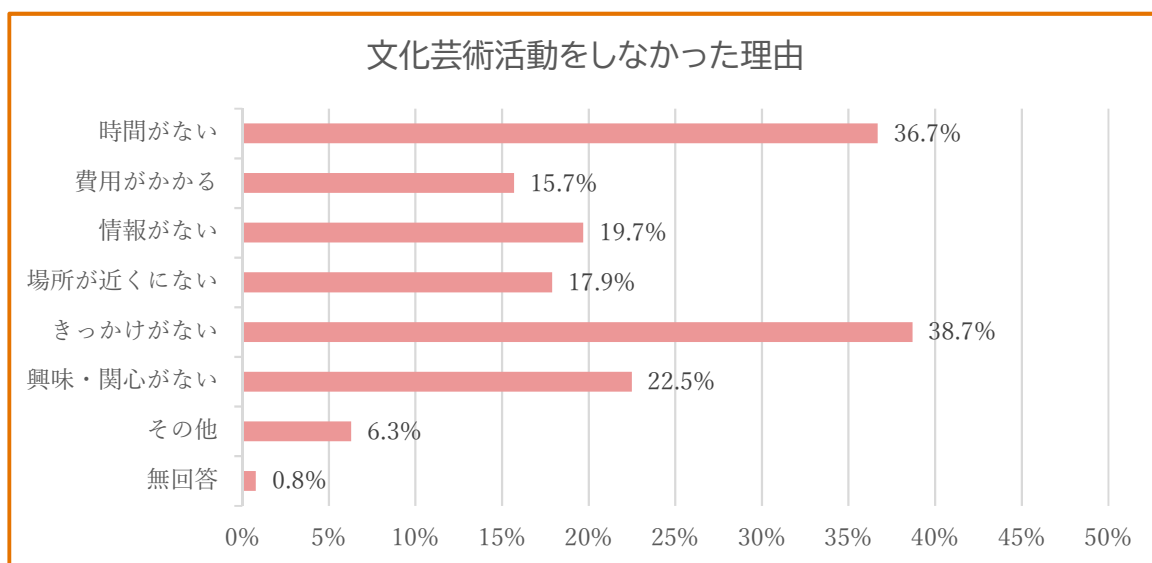
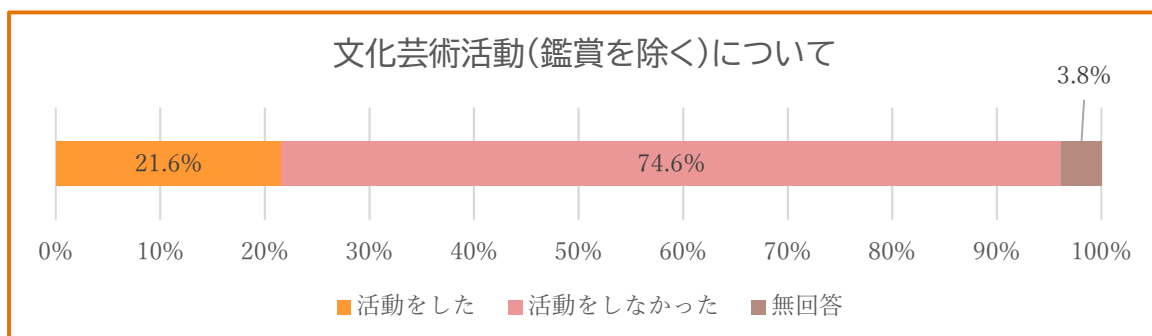
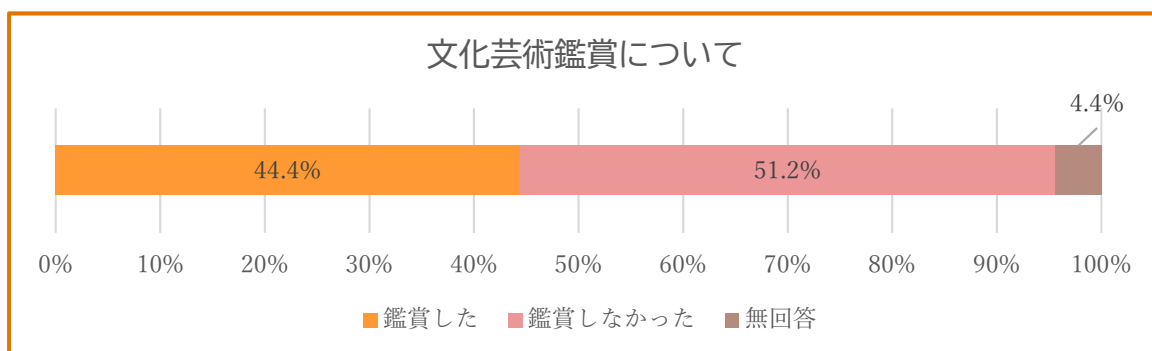
団体調査は、市内で活動する団体の中から50団体を対象に実施し、回収数は44件、回収率は88.0%です。

これらの調査結果から見えてきた本市の主な課題は次のとおりです。

①文化芸術に親しむ機会の充実

市民調査によると、コロナ禍以前の約1年間における文化芸術鑑賞・活動について、鑑賞・活動をしなかった方が半数以上を占めており、鑑賞に比べ、実際に活動をしている方は少ないことが分かりました。活動をしなかった理由としては、時間がないことやきっかけがないこと、興味・関心がないことが多く、市民が日常的に文化芸術に親しむ多様な機会の充実や子どもから高齢者まで幅広い世代が参加しやすい環境の整備、イベントや文化芸術活動の情報提供が求められています。

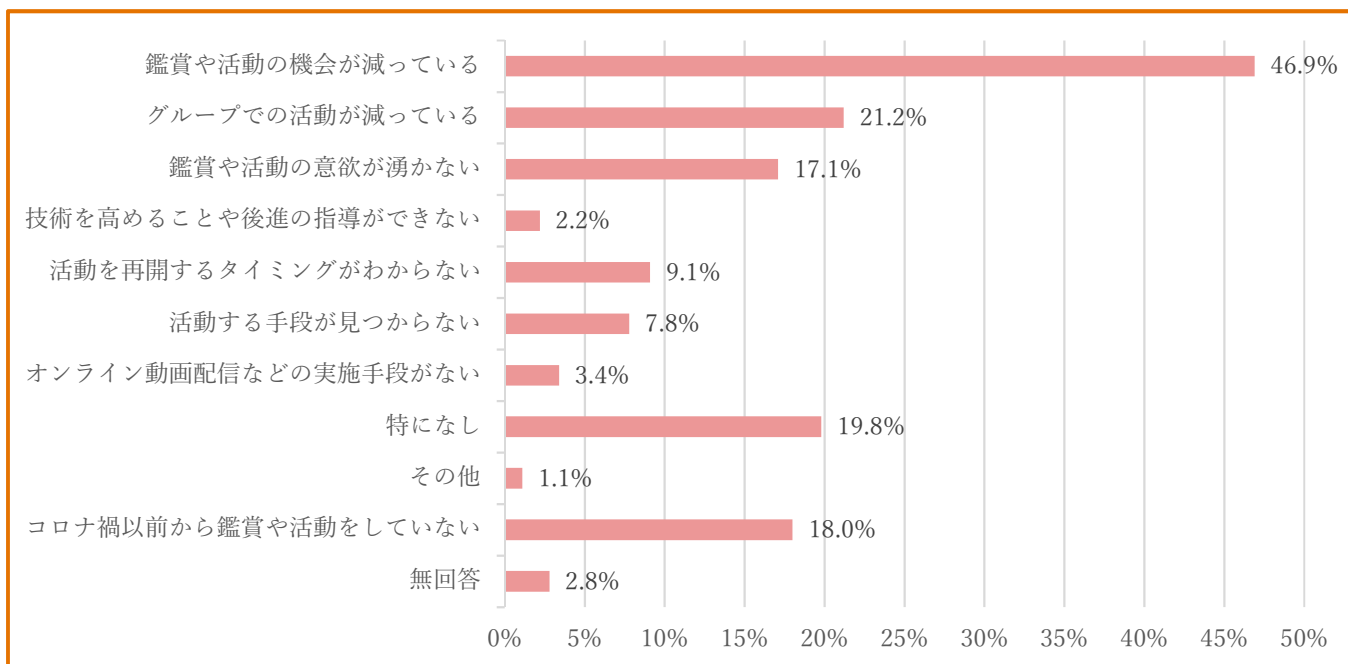
【コロナ禍以前の約1年間における文化芸術の鑑賞・活動について】（市民調査）



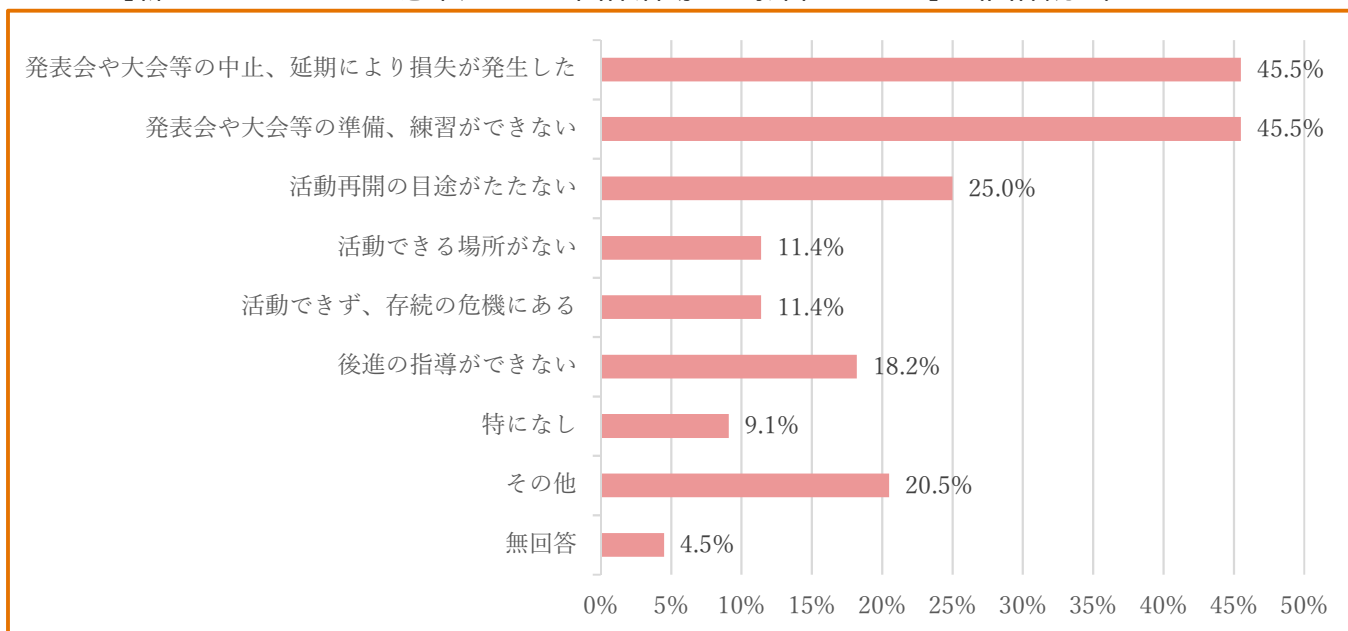
②コロナ禍における文化芸術活動の継続・再開の支援

一方、新型コロナウイルス感染症による影響下では、全国的な各種イベント等の中止や延期、無観客開催、施設の休業や利用制限等により、文化芸術の鑑賞・活動の機会が減少していること、文化芸術活動を継続することが困難な状況にあることが分かりました。コロナ禍において文化芸術活動を継続・再開するための支援やオンラインを活用した文化芸術活動の支援等への期待が高まっています。

【新型コロナウイルス感染症による文化芸術の活動等への影響について】（市民調査）



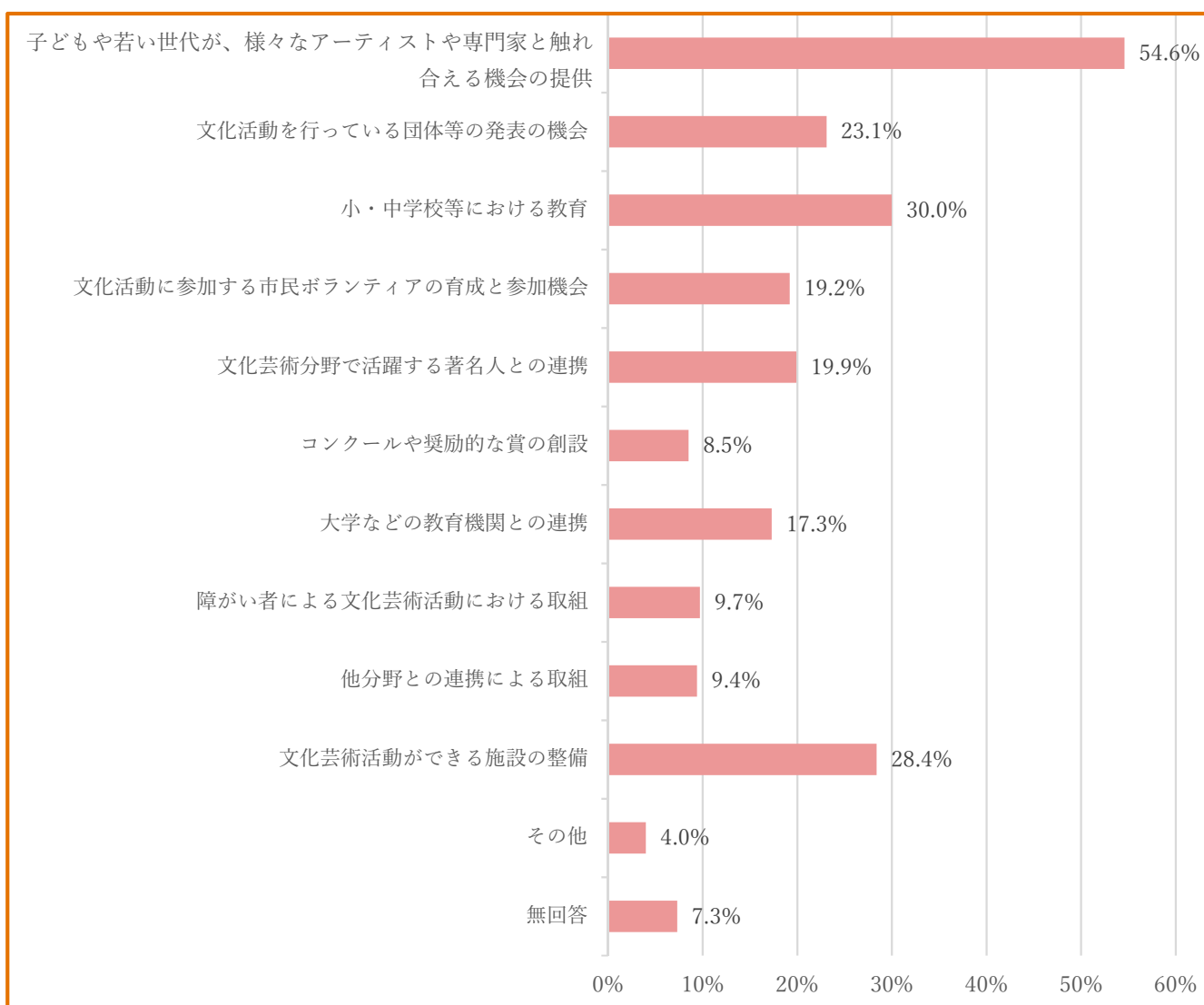
【新型コロナウイルス感染症による団体活動への影響について】（団体調査）



③子どもの文化芸術に触れる機会の充実

市内で文化芸術活動を行うにあたり充実すべきことについては、「子どもや若い世代が、様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供」「小・中学校等における教育」と回答した方が多く、幼少期からアーティストや文化芸術に身近に触れて親しむ機会の充実、学校教育における文化芸術活動や文化芸術に触れる機会の拡充などが求められています。

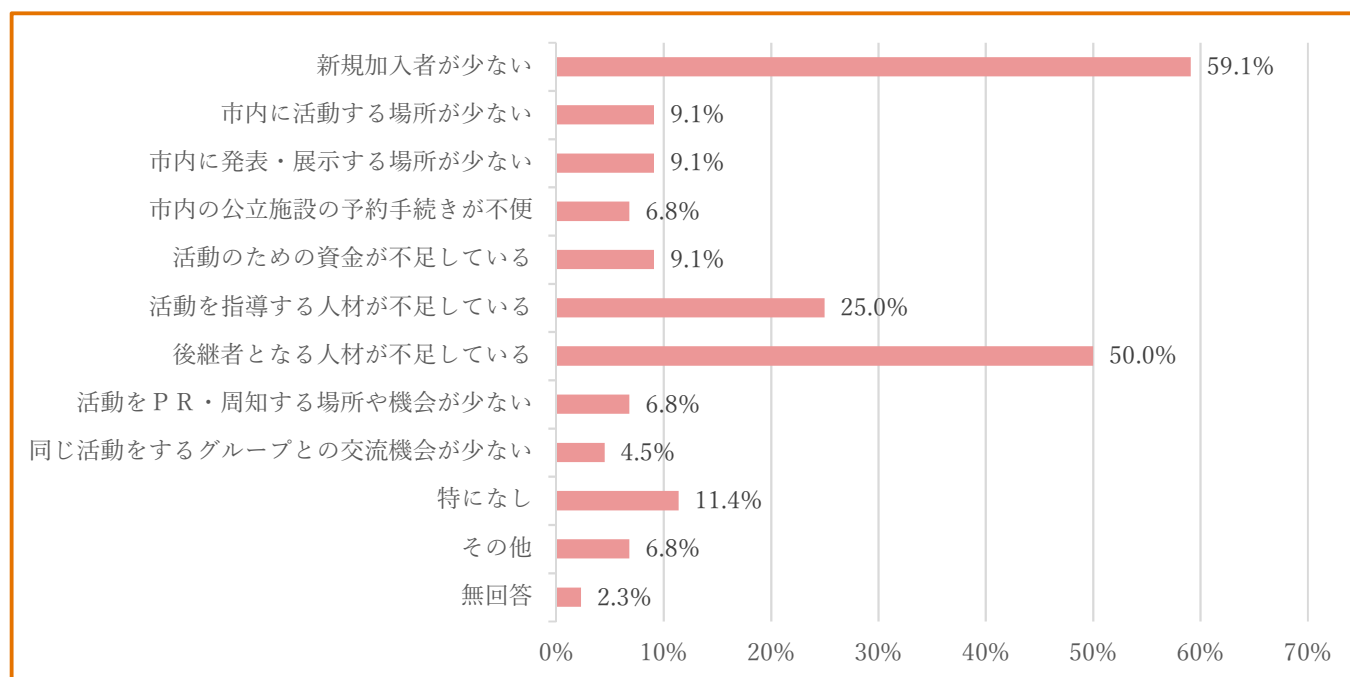
【市内で文化芸術活動を行うにあたり充実すべきことについて】（市民調査）



④ 将来の文化芸術の担い手の育成

市内で活動している団体の多くで会員の高齢化が深刻となっており、新規加入者が少ないこと、後継者や指導者の不足等が指摘されています。こうした危機感の広がりに対し、青少年を対象にした文化芸術活動の機会の充実や専門性の高い人材の育成・確保など、地域の文化芸術を支える人材の育成が必要となっています。

【コロナ禍以前の活動で困っていたことについて】（団体調査）



正代祭ばやし



神戸の獅子舞

第3章 文化芸術施策

1 目指す将来像

本計画において、「文化と芸術が薫るまち」を本市の目指す将来像に掲げ、文化芸術による心豊かな市民生活と活力あるまちづくりを目指します。

文化と芸術が薫るまち

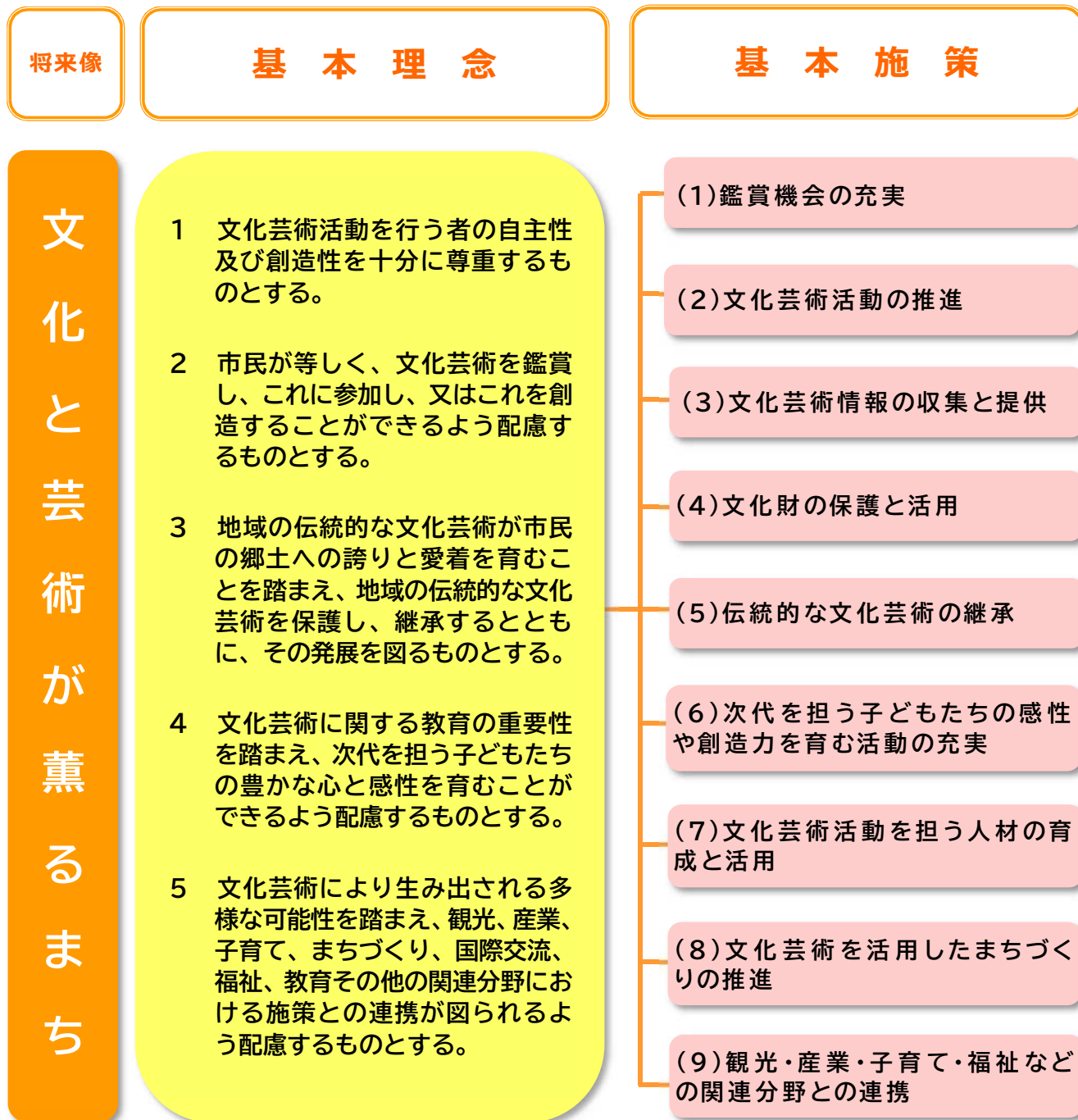
2 基本理念

目指す将来像の実現に向けて、「第五次東松山市総合計画」や「第2次東松山市社会教育推進計画」等の計画との整合性を図るとともに、「東松山市文化芸術推進条例」で定める基本理念に基づき文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本理念

- 1 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重するものとする。
- 2 市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう配慮するものとする。
- 3 地域の伝統的な文化芸術が市民の郷土への誇りと愛着を育むことを踏まえ、地域の伝統的な文化芸術を保護し、継承するとともに、その発展を図るものとする。
- 4 文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、次代を担う子どもたちの豊かな心と感性を育むことができるよう配慮するものとする。
- 5 文化芸術により生み出される多様な可能性を踏まえ、観光、産業、子育て、まちづくり、国際交流、福祉、教育その他の関連分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

3 施策体系図



4 基本施策

「東松山市文化芸術推進条例」で定める基本理念と本市の現状や課題を踏まえ、9つの基本施策を設定し効果的に推進を図ります。

(1)鑑賞機会の充実

すべての市民が身近な場所で日常的に文化芸術に触れることができれば、本市の文化芸術の裾野が広がります。その第一歩として、鑑賞機会の充実を図ります。年齢、障がいの有無、経済的な状況等にかかわらず、誰もが気軽に文化芸術に触れる機会を提供します。

施策の方向性

- ◆ 市民の関心やニーズを把握し、文化芸術に親しむきっかけづくりとなるよう、身近な施設で気軽に鑑賞できるイベントの充実を図ります。
- ◆ 文化施設において、一流の舞台芸術、音楽、美術、市内の文化財などを鑑賞する機会の充実を図ります。
- ◆ 市と文化施設、文化芸術団体、事業者等がそれぞれの特色をいかし、連携と役割分担を行いながら、展示会や発表会等の文化芸術事業が展開されていくことを目指します。
- ◆ 子どもや高齢者、子育て世代、障がいのある人などすべての市民が文化芸術を鑑賞する機会を提供します。



東松山市文化祭(東松山吹奏楽連盟)

成果指標

指標名	東松山市文化祭参加者数				
内 容	東松山市文化団体協議会 ² の加盟団体が開催する発表会などの総称である「東松山市文化祭」への参加者の合計数				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値 令和8年度
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
5,623人	5,850人	6,000人	6,150人	6,300人	6,300人

指標名	文化芸術を鑑賞した人の割合	
内 容	生涯学習及び文化芸術に関するアンケート調査において「コロナ禍以前の約1年間に、文化芸術を鑑賞しましたか」という問いに対して「鑑賞した」と回答した人の割合	
現況値	令和3年度	目標値 令和8年度
	44.4%	60.0%

取組例

- 各施設の特性をいかした鑑賞事業、企画展示事業の実施
- 小・中学校芸術鑑賞事業、ファミリー向け芸術鑑賞事業の実施
- 東松山市文化祭等の開催
- 文化芸術講演会等の開催

²東松山市文化団体協議会：市内の文化団体の連携を図り、市民文化の向上に資することを目的として組織されたもの。毎年9月～翌年1月頃にかけて「東松山市文化祭」を開催している。

(2)文化芸術活動の推進

文化芸術活動は、人々に安らぎや生きる喜びをもたらし、心豊かな生活を営む活力を与えてくれます。市民や文化芸術団体が自主的で創造的な文化芸術活動を展開できる仕組みづくりと、誰もが気軽に文化芸術活動に参加できる環境の整備に取り組みます。

施策の方向性

- ◆ 誰もが様々な文化芸術活動に参加し、楽しむことができるよう、市民が交流できる場と機会を提供します。
- ◆ 文化芸術団体が行う活動を支援し、団体間の交流を促進します。
- ◆ 高齢化や後継者の人材不足等に対する支援の仕組みについて研究します。
- ◆ 文化施設の適切な維持管理に努め、整備や改修について計画的に実施するとともに、市民や文化芸術団体が活動する環境の整備に取り組みます。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小している活動の活性化を図るため、動画配信等のオンラインを活用した取組を進めるとともに、コロナ禍における文化芸術活動を支援します。

成果指標

指標名	教育委員会による後援事業の件数				
内 容	文化芸術活動などを行う団体が主催する事業に対して、教育委員会が後援を行った件数				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値 令和8年度
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
134件	138件	140件	142件	144件	146件

指標名	文化芸術活動をした人の割合	
内 容	生涯学習及び文化芸術に関するアンケート調査において「コロナ禍以前の約1年間に、鑑賞以外に、文化芸術活動をしましたか」という問いに対して「活動をした」と回答した人の割合	
	現況値 令和3年度	目標値 令和8年度
	21.6%	30.0%

指標名	文化や芸術に関する活動が盛んだと思う人の割合	
内 容	生涯学習及び文化芸術に関するアンケート調査において「文化や芸術に関する活動が盛んだと思う」と回答した人の割合	
	現況値 令和3年度	目標値 令和8年度
	22.7%	35.0%

取組例

- ワークショップ等の体験的な取組の実施
- 文化芸術活動の場の提供
- 市民、団体、アーティストの交流の場の提供
- 市や教育委員会の共催及び後援
- 文化施設におけるオンライン配信設備の整備
- オンライン配信等を学ぶ講座の実施

(3)文化芸術情報の収集と提供

文化施設等における公演・展示会・講座等のイベント情報、市内で活動する文化芸術団体等の情報、文化芸術に関する支援の情報などは、市民が文化芸術活動を行ううえで重要な情報となります。様々な情報伝達手段が発達し、インターネットを活用した情報収集が定着してきていますが、広報紙のような紙媒体も重要な手段として活用されています。情報の入手方法は人により様々であることから、多様な情報伝達手段を活用し、効果的に情報を届けます。

施策の方向性

- ◆ 広報ひがしまつやま、市ホームページ、地区広報など従来からの取組を充実させるとともに、SNSの活用やチラシ・パンフレットの配布などにより、情報を必要とする市民が効果的に情報を得られるよう取り組みます。
- ◆ イベント等の開催予定、活動団体や作家、講師等の紹介、各種助成に関する情報等の整理と総合化を進め、市民が文化芸術と出会う環境づくりを進めます。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術の鑑賞機会や活動が減少している状況下において、鑑賞や活動の再開に関する適切な情報提供を行い、コロナ禍における文化芸術活動の支援を進めます。

取組例

- 文化芸術に関する総合サイトの整備
- インターネット等の情報通信ネットワークを活用した情報の発信
- 広報ひがしまつやま、地区広報等による情報の発信
- 放送メディアを活用した情報の発信
- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報提供

(4)文化財の保護と活用

文化財は、東松山市の長い歴史を物語るものであると同時に、市民の地域への関心や愛着を育み、理解を深める貴重な資源でもあります。市民の文化財保護意識のさらなる高揚を図り、文化財を守り伝えていく意識を醸成するために市民と行政が一体となって継承・活用していく取組を進めます。また、市民が文化財に身近に触れることができる環境を整えます。

施策の方向性

- ◆ 貴重な文化財のうち、重要なものについては、指定文化財として保存・活用します。
- ◆ 動画等を活用して市ホームページやSNSで指定文化財の情報を公開・発信することで、市民が貴重な文化財を知る機会を充実させます。
- ◆ 埋蔵文化財センターでの展示や講座、現地見学会等の文化財に親しむ機会を通じて、地域への興味や関心、郷土への愛着心を高め、文化財を身近に感じる取組を進めます。
- ◆ 文化財の観光資源としての側面に着目し、効果的な活用方法を研究します。



埋蔵文化財センター



金谷の餅つき踊り

成果指標

指標名	文化財調査研究成果の公開回数				
内容	文化財についての調査研究の成果を公開した回数				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値 令和8年度
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
10回	12回	13回	14回	15回	15回

取組例

- 文化財保存活用地域計画の策定
- 文化財の記録・保存を行うための調査研究の推進
- 学校教育・生涯学習事業と連携した取組の実施
- 文化財を学ぶ講座、企画展の実施
- 文化財マップの充実



三角縁神獸鏡



東松山上岡観音の絵馬市

(5)伝統的な文化芸術の継承

地域の民俗芸能、祭り、年中行事などの伝統文化は、郷土への誇りと愛着を育み、地域の活動や世代間交流において人々をつなぐ役割を果たしています。これらの伝統文化を次世代に引き継ぎ、発展させていくことで地域の活性化につなげます。

施策の方向性

- ◆ 無形民俗文化財に関する活動、後継者育成の支援に取り組みます。
- ◆ 民俗芸能の公開等を積極的に行い、市民が伝統文化に接する機会の充実を図ります。
- ◆ 民俗芸能関連団体との連携を深め、地域の交流と活性化を図ります。

成果指標

指標名	指定文化財パトロールの実施率				
内 容	指定文化財の現状把握のために行う文化財パトロールを実施した割合				
現況値 令和元年度	目標までの道標				目標値 令和8年度
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
80%	85%	90%	95%	100%	100%

取組例

- 民俗芸能祭の実施
- 地域や学校と連携した交流の実施
- 民俗芸能の後継者育成の支援
- 映像制作による伝統行事や民俗芸能の保存・継承

(6)次代を担う子どもたちの感性や創造力を育む活動の充実

文化芸術の次代の担い手である子どもたちの豊かな感性や創造力を育むため、文化芸術に接する機会を充実させることは必要不可欠です。子どもたちが文化芸術に関心を持ち、理解を深めていくため、音楽、演劇、美術、伝統芸能や市内の文化財などの多様な文化芸術を身近に感じ、触れることのできる取組を積極的に進めます。

施策の方向性

- ◆ 子どもたちの文化芸術に対する意欲や創造力を高めるため、一流の舞台芸術、音楽、美術などの鑑賞機会を設け、子どもたちに広く文化芸術の魅力を伝え、豊かな心を育む取組を進めます。
- ◆ 子どもたちの豊かな感受性や表現力を発表する機会の充実を図り、これからの文化芸術を担う人材の育成につなげます。
- ◆ 子どもたちに対する伝統文化の学習機会の充実に努め、ふるさとの歴史や地域の伝統文化に触れる機会を充実させます。

取組例

- アウトリーチ³による小・中学生の演劇鑑賞や音楽鑑賞の実施
- 幼少期の子どもたちを対象とした鑑賞・創造体験事業の実施
- 子どもたちを対象とした文化芸術を発表する機会の提供
- 伝統文化や文化財に関する教室・講座の実施



小学校アウトリーチ(音楽鑑賞)



勾玉づくり体験(子ども大学ひがしまつやま)

³アウトリーチ：アーティストなどを地域の様々な施設に派遣して、ワークショップやミニコンサートなどを実施する取組。

(7)文化芸術活動を担う人材の育成と活用

地域の文化芸術をけん引していく次世代の担い手を育成することは、今後の文化芸術の発展に大きな役割を果たします。また、地域で活躍する個人の作品や文化芸術団体の表現などに触れることは、地域の文化芸術活動に対する意識の高揚や活性化につながります。

施策の方向性

- ◆ 次世代の文化芸術活動を担う人材の発掘、育成のための支援、発表機会の提供等を行うとともに、文化芸術活動を支援する人材育成に取り組みます。
- ◆ 地域で活躍するアーティストや指導者の情報収集を行い、市民と市内のアーティストや指導者をつなぐ仕組みづくりを研究します。

取組例

- 若手アーティスト等への活動機会の提供
- 本市出身や周辺地域で活躍するアーティスト等への活動機会の提供
- アーティストバンク⁴の創設
- 指導者講習会等による人材育成



市内の文化芸術団体が講師を務めるワークショップ

⁴アーティストバンク：本市に深くかかわりのあるアーティストの情報をまとめ、広く市民に紹介し、文化芸術活動の機会と交流の場を創出する取組。

(8)文化芸術を活用したまちづくりの推進

高坂彫刻プロムナードをはじめとする文化芸術資源、地域の歴史や風土の中で育まれてきた伝統文化や食文化などは、郷土愛を醸成し、まちに活力を与えるものです。これらを活用し、活気あるまちづくりにつなげます。

施策の方向性

- ◆ 地域の文化財や伝統文化、食文化などを特色ある地域づくりの大きな要素として捉え、活用することで地域の経済活動の活性化や人材の育成、郷土への誇りと愛着を育むことへつなげます。
- ◆ 市民が地域の文化資源や伝統文化に親しみ、文化芸術活動にいかすことで地域の文化水準の向上や活性化につなげます。
- ◆ 市民活動センターにおける地域の講座や文化祭等で新たな交流やつながりを生み出すとともに、地域の文化芸術活動の拡充を図ります。

取組例

- 高坂彫刻プロムナードを活用したイベントの開催
- 高田博厚顕彰事業⁵と音楽を融合した取組の実施
- 地域の文化祭、講演会、展示会の開催
- 郷土食等を活用した講座、ワークショップの開催
- 文化財や伝統文化、食文化を活用したイベントの開催



高坂彫刻プロムナード



高田博厚展

⁵高田博厚顕彰事業：高田博厚のご遺族から寄贈された彫刻作品等を広く市民に公開し、高田博厚や高坂彫刻プロムナードをPRするため、市が主催する企画展などの取組。

(9)観光・産業・子育て・福祉などの関連分野との連携

観光・産業・子育て・福祉などの関連する分野と連携し、文化芸術の持つ力を様々な分野に活用していくことが期待されています。誰もが文化芸術活動に触れることのできる機会を充実させ、従来からの事業や活動に文化芸術の視点を加えることで、新たな発見や展開が期待されます。

施策の方向性

- ◆ 高坂彫刻プロムナードなどの文化芸術資源について、様々な分野との連携を図り、市内外に広く発信します。
- ◆ 市内の文化資源の認知度の向上や地域の活性化を図る取組について研究します。
- ◆ 健康増進を目的としたウォーキング事業などと連携し、従来からの事業に文化芸術の視点を取り入れた取組を展開します。
- ◆ 福祉分野における文化芸術活動の支援や鑑賞・創造する機会の充実と交流の促進に取り組めます。

取組例

- 障がい者の文化芸術鑑賞や活動機会の提供
- 近隣大学との連携による事業の実施
- 産業祭や農業祭等の異分野イベントとの連携事業の実施

成果指標

指標名	障がい者芸術展の実施	
内容	福祉分野との連携事業として、障がい者芸術展を実施し、障がい者の文化芸術を創造する機会の充実や交流の促進を図るもの	
	現況 令和3年度	目標 令和8年度
	未実施	実施済

第4章 計画の推進

1 推進体制

文化芸術施策の推進にあたっては、所管部署だけではなく、関係する部署との連携を強化し、文化芸術の視点を取り入れた施策や事業に取り組みます。また、市民、文化芸術団体、事業者と協働して文化芸術を推進します。

(1)市の役割

市民、文化芸術団体、事業者が行う文化芸術活動への支援や推進するための体制づくり、文化施設の適切な維持管理を行います。基本理念にのっとり、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2)市民の役割

文化芸術の担い手として、自主的に文化芸術活動を行うとともに、その活動を相互に理解し、及び尊重し、交流を深め、文化芸術を活性化していくことが期待されます。

(3)文化芸術団体の役割

自主的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすことが期待されます。また、文化芸術を親しむための受皿として活動を推進していくことが期待されます。

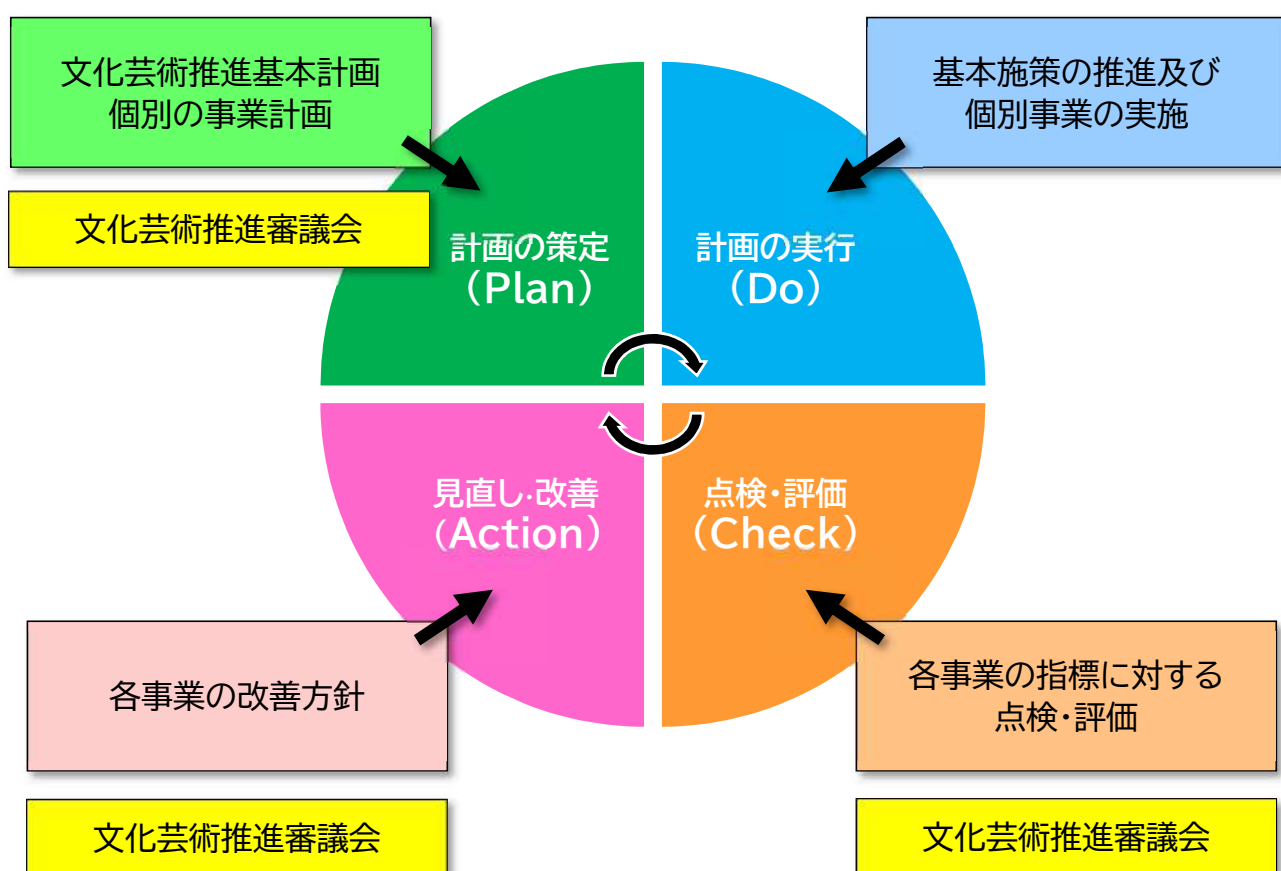
(4)事業者の役割

自主的に文化芸術活動を行うとともに、事業者の持つ様々な知識や技能をいかし、社会貢献活動等を果たしていくことが期待されます。また、市民との協働・連携等により、文化芸術活動を支援する役割を果たすことが期待されます。

2 進捗管理

計画に掲げた施策を進めるにあたっては、計画の策定(Plan)、計画の実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し・改善(Action)といったPDCAサイクルに基づき、進行管理を行っていくことが重要であると考えます。

また、東松山市文化芸術推進審議会において、適宜、計画の見直し・改善を行います。



第5章 資料編

1 策定経過

本計画策定までの経過を時系列で掲載しています。

年	月 日	会 議 名 等	協 議 の 概 要 等
令和3年	6月24日	第1回文化芸術推進審議会	文化芸術推進基本計画の策定について
	7月1日～ 7月15日	市民アンケート調査	生涯学習及び文化芸術に関するアンケート調査（市民）
	7月6日～ 7月26日	団体アンケート調査	生涯学習及び文化芸術に関するアンケート調査（団体）
	10月14日	第2回文化芸術推進審議会	アンケート調査結果について 文化芸術推進基本計画（構成案）について
	11月25日	第3回文化芸術推進審議会	文化芸術推進基本計画案について
	12月24日	教育委員会会議	文化芸術推進基本計画案について
	12月27日～ 翌年1月17日	パブリックコメント制度による意見募集	文化芸術推進基本計画案に対する意見募集
令和4年	2月9日	第4回文化芸術推進審議会	パブリックコメント実施結果報告 文化芸術推進基本計画案について
	3月29日	教育委員会会議	文化芸術推進基本計画の策定について

■パブリックコメント制度による意見募集結果

- 1 実施期間 令和3年12月27日～令和4年1月17日
- 2 意見提出者数 1人
- 3 意見項目数 10件
- 4 修正件数 なし

2 東松山市文化芸術推進条例(逐条解説)

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術施策(文化芸術に関する施策をいう。以下同じ。)に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、文化芸術団体(文化芸術に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。)及び事業者の役割を明らかにすることにより、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、東松山市の文化芸術に対する意思を明確にすることにより、文化芸術施策を推進し、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することが目的であることを定めています。

(基本理念)

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)を行う者(文化芸術団体を含む。)の自主性及び創造性を十分に尊重するものとする。

2 文化芸術施策の推進に当たっては、市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう配慮するものとする。

3 文化芸術施策の推進に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が市民の郷土への誇りと愛着を育むことを踏まえ、地域の伝統的な文化芸術を保護し、継承するとともに、その発展を図るものとする。

4 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術に関する教育の重要性を踏まえ、次代を担う子どもたちの豊かな心と感性を育むことができるよう配慮するものとする。

5 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される多様な可能性を踏まえ、観光、産業、子育て、まちづくり、国際交流、福祉、教育その他の関連分野における施策と連携が図られるよう配慮するものとする。

【解説】

- ・文化芸術施策を推進するために、全項において主体を問わず必要な事項について定めています。
- ・第1項は、文化芸術活動に重要な日本国憲法第21条の「表現の自由」を反映し、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を尊重することを定めています。
- ・第2項は、年齢や障がいの有無、経済的な状況等又は居住する地域にかかわらず、市民が等しく文化芸術活動を行えるよう配慮することを定めています。

- ・第3項は、郷土愛を醸成するため、地域で育まれた伝統文化の継承と発展を図ることを定めています。
- ・第4項は、文化芸術が子どもたちの感性を育むことを重視し、保育園・幼稚園・子育て支援等施設、学校、家庭、地域における文化芸術への配慮を定めています。
- ・第5項は、文化芸術と観光、産業、子育て、まちづくり、国際交流、福祉、教育等の分野が連携し、それぞれの施策が活性化するよう努めることを定めています。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

【解説】

文化芸術基本法において、「地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定していることから、これを受ける形で市の責務を定めています。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化芸術の担い手として、自主的に文化芸術活動を行うとともに、その活動を相互に理解し、及び尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

【解説】

文化芸術の担い手として、市民一人ひとりの文化芸術に対する意識について努力目標を示しています。

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、自主的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすものとする。

【解説】

文化芸術団体とは、文化芸術に関する活動を行う利益を目的としない団体を指し、その経験や情報をいかし、文化芸術の活性化に寄与することを努力目標として示しています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自主的に文化芸術活動を行うとともに、市民の文化芸術活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

【解説】

事業者とは、利益を目的とする市内の団体を指し、その専門的な知識や技術、経済力をいかし、文化芸術の活性化に寄与することを努力目標として示しています。

(文化芸術推進基本計画)

第7条 市は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を策定するものとする。

2 市は、文化芸術推進基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

【解説】

文化芸術推進基本計画は、総合計画の分野別計画として位置づけられるもので、本条例とともに、文化芸術施策を推進する際の拠り所となるものとして定めています。

(審議会)

第8条 市における文化芸術施策の推進を図るため、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第37条の規定により、東松山市文化芸術推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術施策の推進に関すること。

3 審議会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化芸術団体を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 公募による市民

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

【解説】

文化芸術施策の推進を図るため、文化芸術施策に関する事項について調査審議する附属機関として、東松山市文化芸術推進審議会を設置するものです。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【解説】

第8条に定める文化芸術推進審議会の運営に関する事など、この条例の施行に必要な事項は教育委員会規則で定めることを規定しています。

3 東松山市文化芸術推進審議会委員

	区 分	氏 名	役 職 名 等
1	第1号委員	河野 芳英	大東文化大学文学部英米文学科教授
2	第2号委員	大室 貞夫	東松山市文化団体協議会会長
3		中澤 庸江	東松山美術協会会長
4		長谷部 哲夫	東松山市民俗芸能保存連絡協議会会長
5	第3号委員	高島 明子	ギャラリー&カフェ亜露麻責任者
6	第4号委員	大塚 実	公募委員

任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日

4 文化芸術に関するアンケート調査結果

(1)調査の目的

本計画の策定にあたり、本市の文化芸術分野に関する現状を把握し、市民等の意見を広く取り入れるため、「東松山市生涯学習及び文化芸術に関するアンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料とするため。

(2)調査の概要

令和3年7月に、市民調査については住民基本台帳に基づき無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象に、団体調査については市内で活動する団体の中から50団体を対象に郵送による調査票の配布及び回収を行いました。

東松山市生涯学習及び文化芸術に関するアンケート調査

市民調査	対 象	18歳以上の市民2,000人(無作為抽出)
	期 間	令和3年7月1日(木)～令和3年7月15日(木)
	回収率	49.3%(回収数 986件)
団体調査	対 象	50団体(文化芸術団体・社会教育関係団体等)
	期 間	令和3年7月6日(火)～令和3年7月26日(月)
	回収率	88.0%(回収数 44件)

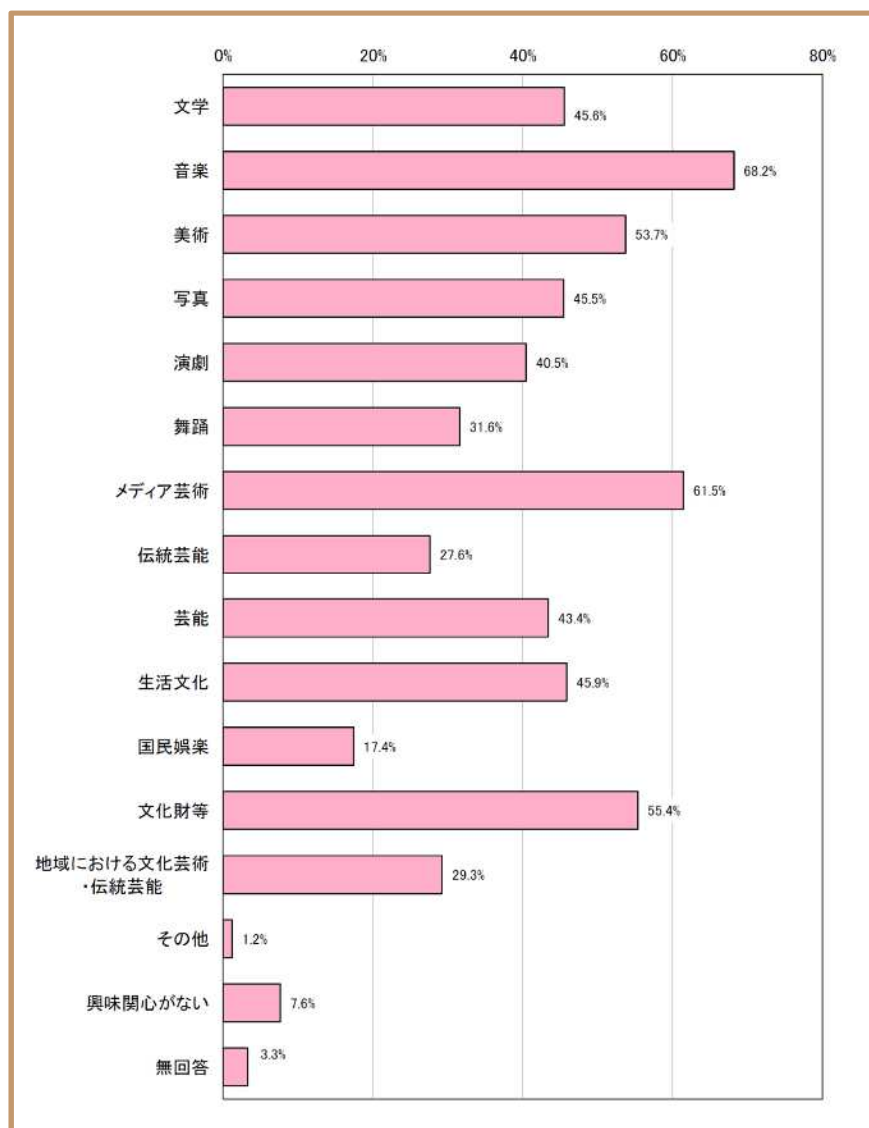
(3)文化芸術分野における調査の主な結果

①市民調査（生涯学習分野【問1～14】を除く）

問15 あなたは、どのような文化芸術に興味・関心がありますか。
（あてはまる番号すべてに○）

結果

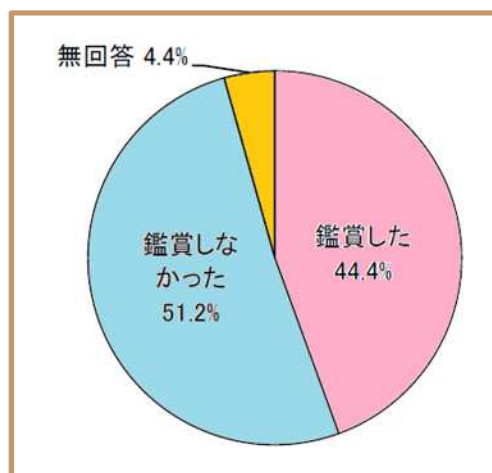
どのような文化芸術に興味・関心があるかについては、「音楽」が68.2%と最も多く、次いで「メディア芸術」が61.5%、「文化財等」が55.4%となっています。



問16 あなたは、コロナ禍以前の約1年間に、文化芸術を鑑賞しましたか。
(あてはまる番号1つに○)

結果

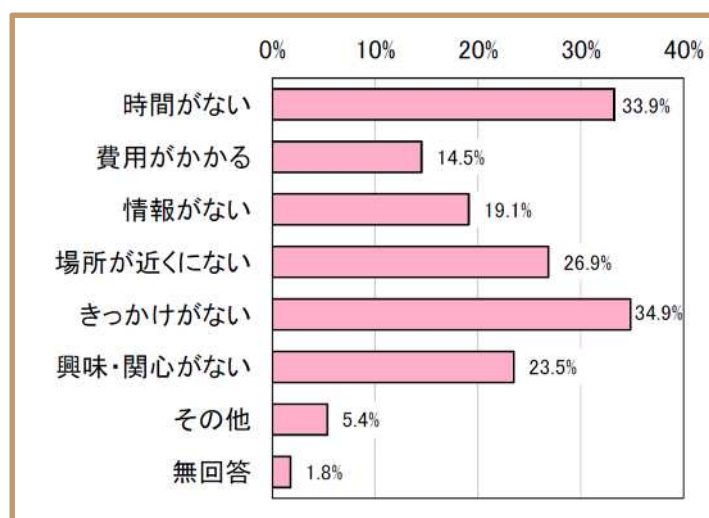
コロナ禍以前の約1年間に、文化芸術を鑑賞したかについては、「鑑賞しなかった」が51.2%、「鑑賞した」が44.4%となっています。



問17 あなたが鑑賞しなかった理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

結果

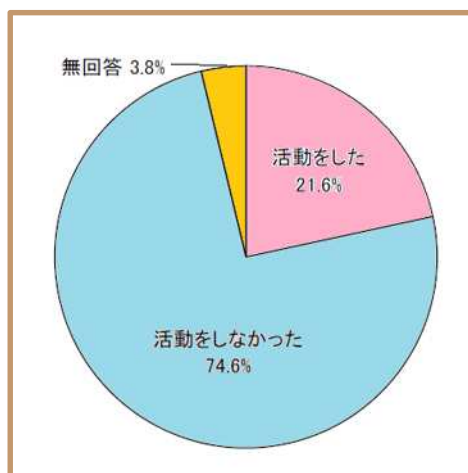
文化芸術を鑑賞しなかった理由については、「きっかけがない」が34.9%と最も多く、次いで「時間がない」が33.9%、「場所が近くにない」が26.9%となっています。



問18 あなたは、コロナ禍以前の約1年間に、鑑賞以外に、文化芸術活動(講座の受講や習い事も含む)をしましたか。(あてはまる番号1つに○)

結果

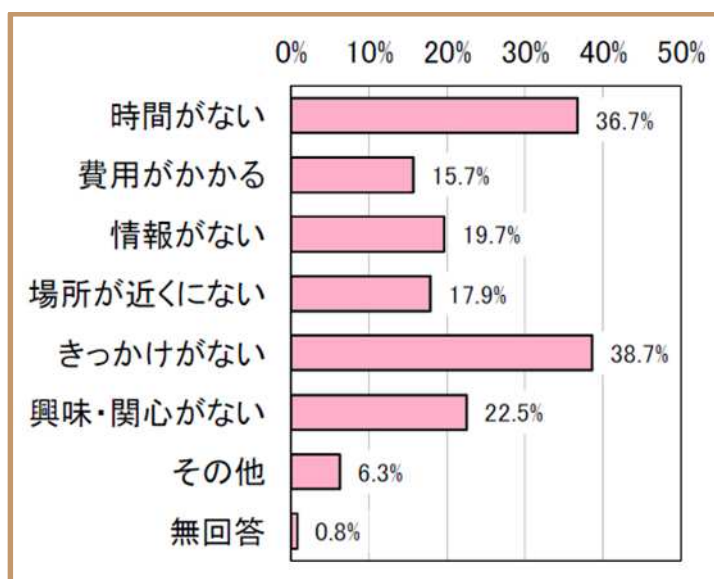
コロナ禍以前の約1年間に、鑑賞以外に、文化芸術活動をしたかについては、「活動をしなかった」が74.6%、「活動をした」が21.6%となっています。



問19 あなたが活動をしなかった理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

結果

文化芸術活動をしなかった理由については、「きっかけがない」が38.7%と最も多く、次いで「時間がない」が36.7%、「興味・関心がない」が22.5%となっています。

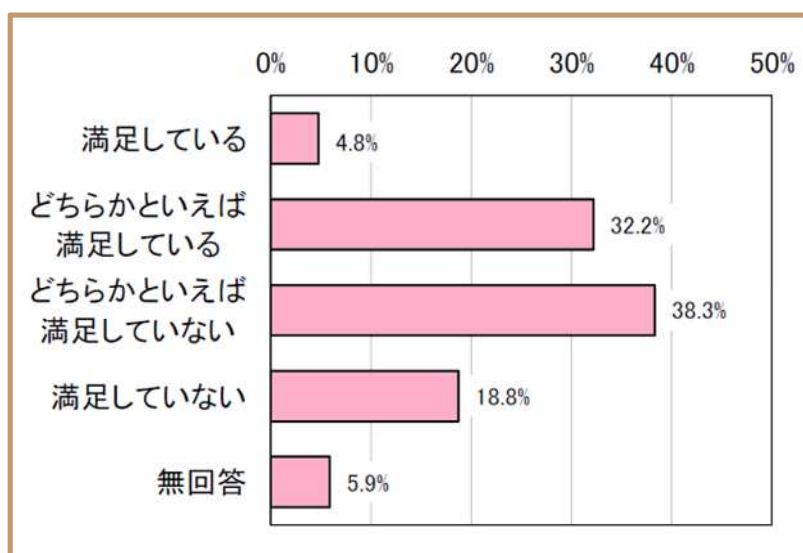


問20 あなたが市内で、文化芸術を鑑賞したり、文化芸術活動を行う機会や環境について満足していますか。(あてはまる番号1つに○)

結果

市内での文化芸術鑑賞、文化芸術活動を行う機会や環境の満足度については、「満足している(4.8%)」「どちらかといえば満足している(32.2%)」を合わせた『満足している(計)』が37.0%となっています。

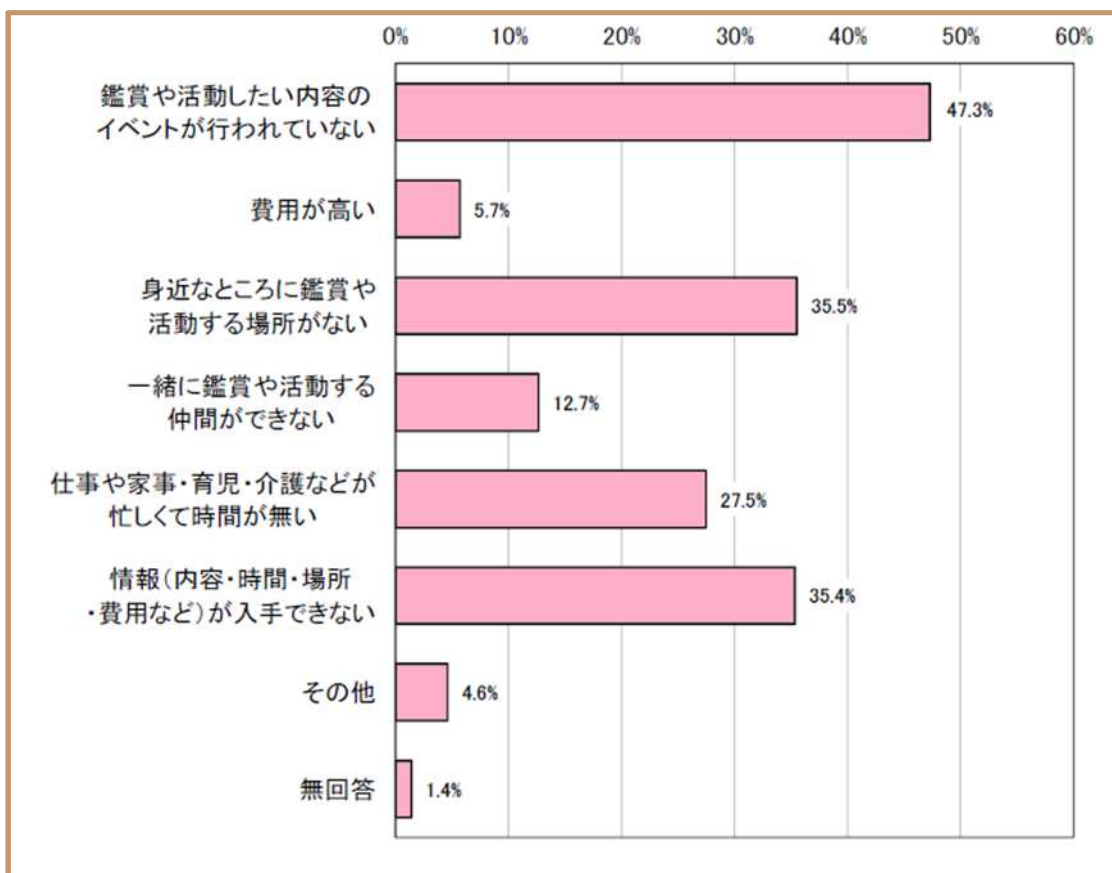
また、「どちらかといえば満足していない(38.3%)」「満足していない(18.8%)」を合わせた『満足していない(計)』が57.1%となっています。



問21 あなたが満足しなかった理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

結果

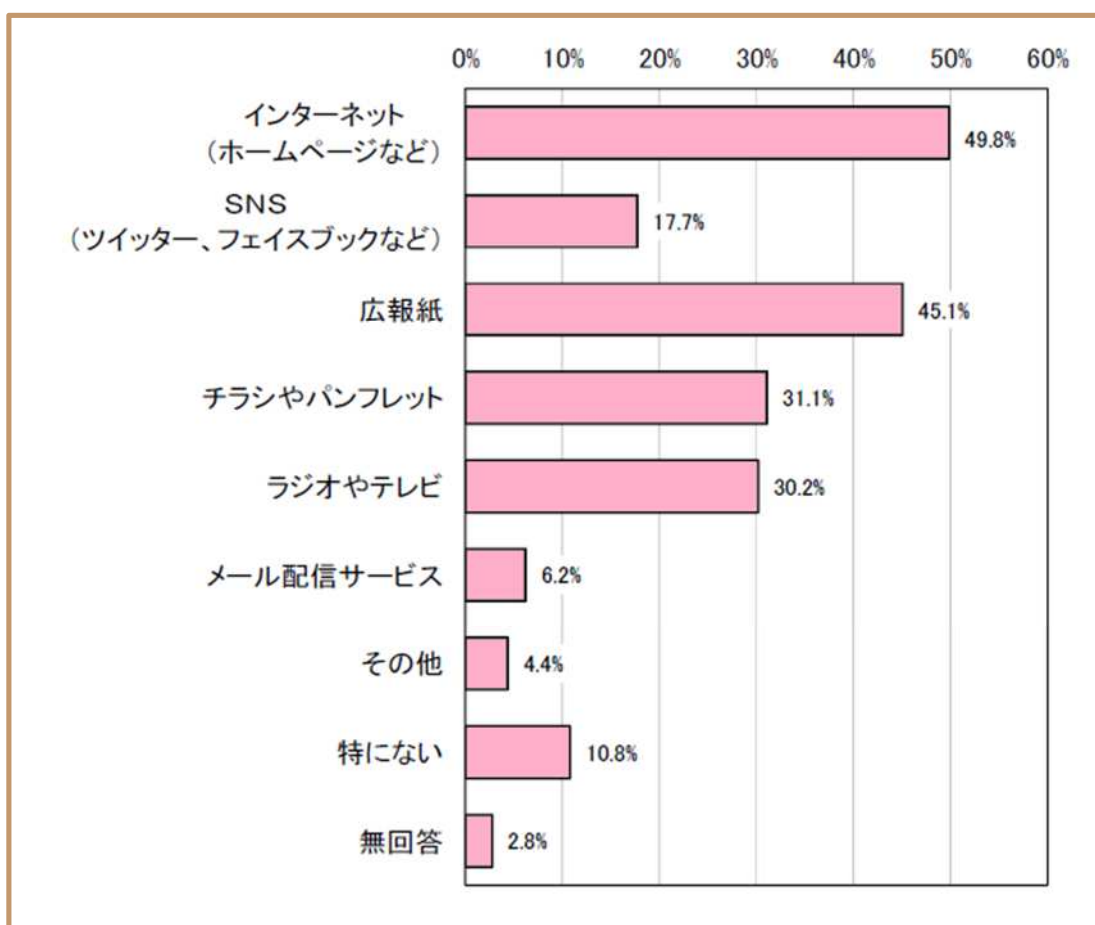
市内の文化芸術の環境に満足しなかった理由については、「鑑賞や活動したい内容のイベントが行われていない」が47.3%と最も多く、次いで「身近なところに鑑賞や活動する場所がない」が35.5%、「情報(内容・時間・場所・費用など)が入手できない」が35.4%となっています。



問22 東松山市に限らず文化芸術に関する情報をどんなところから得ていますか。
(あてはまる番号すべてに○)

結果

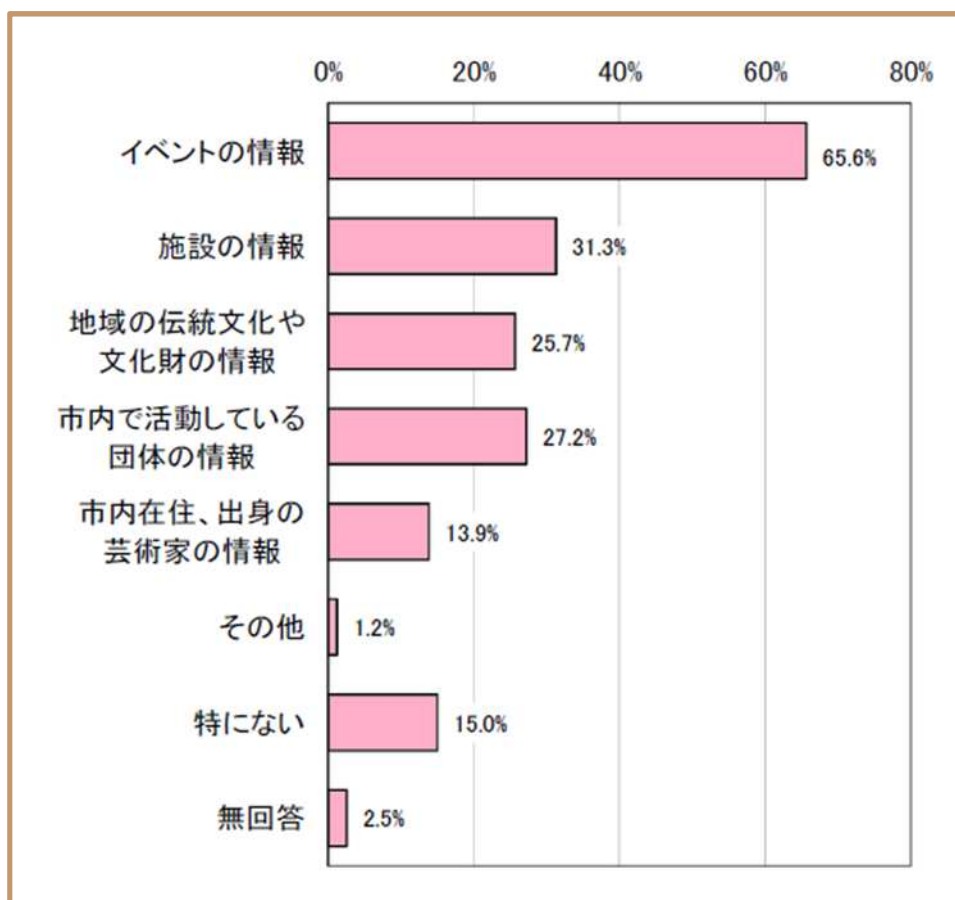
東松山市に限らず文化芸術に関する情報収集方法については、「インターネット(ホームページなど)」が49.8%と最も多く、次いで「広報紙」が45.1%、「チラシやパンフレット」が31.1%となっています。



問23 東松山市の文化芸術に関してどのような情報が必要だと思いますか。
(あてはまる番号すべてに○)

結果

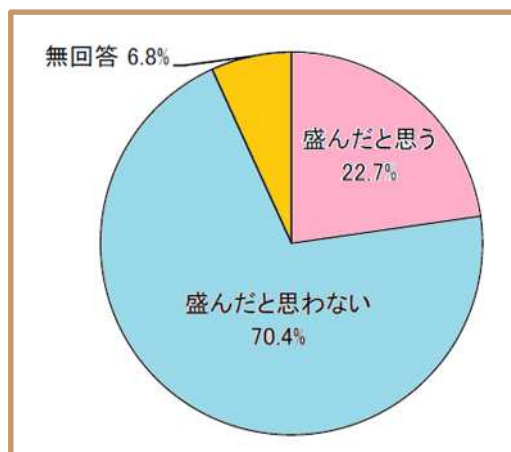
東松山市の文化芸術に必要な情報については、「イベントの情報」が65.6%と最も多く、次いで「施設の情報」が31.3%、「市内で活動している団体の情報」が27.2%となっています。



問24 東松山市は文化や芸術に関する活動が盛んだと思いますか。
(あてはまる番号1つに○)

結果

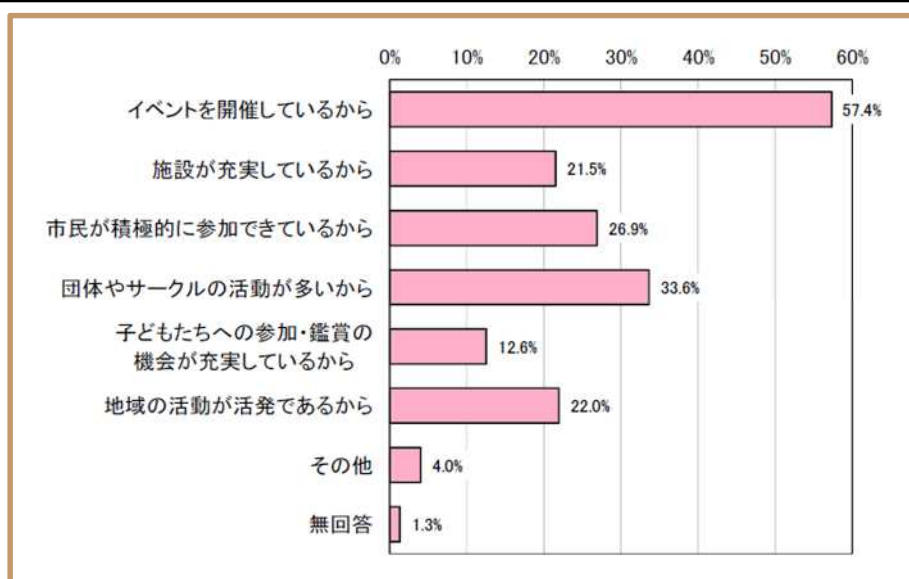
東松山市は文化や芸術に関する活動が盛んだと思うかについては、「盛んだと思わない」が70.4%、「盛んだと思う」が22.7%となっています。



問25 盛んだと思う理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

結果

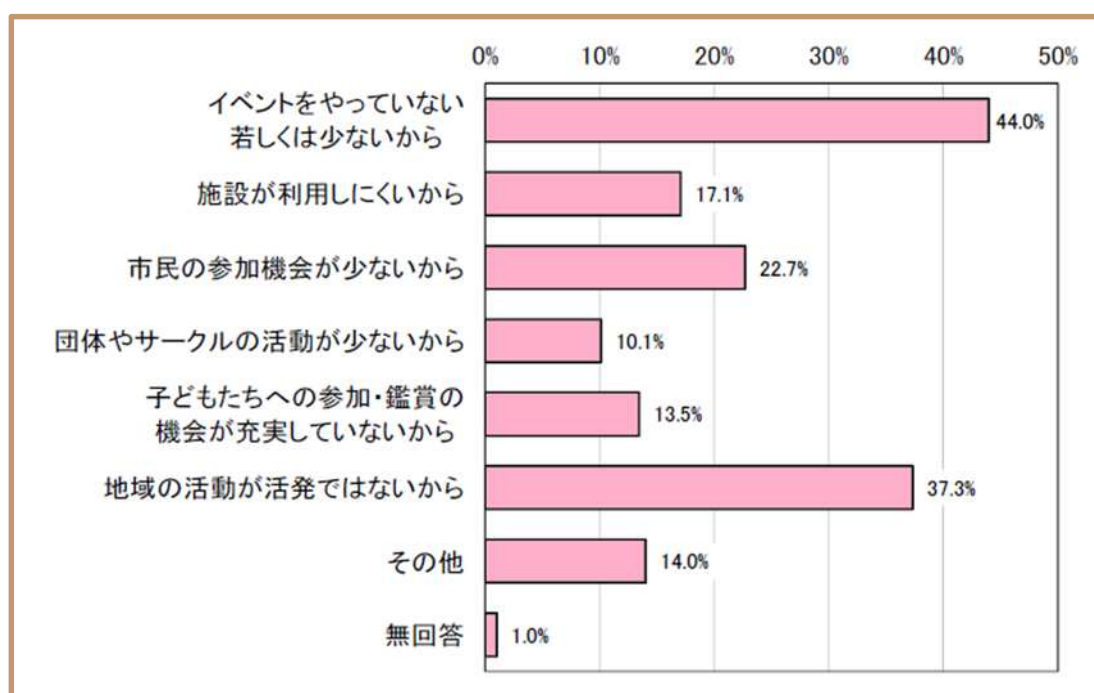
文化や芸術に関する活動が盛んだと思う理由については、「イベントを開催しているから」が57.4%と最も多く、次いで「団体やサークルの活動が多いから」が33.6%、「市民が積極的に参加できているから」が26.9%となっています。



問26 盛んだと思わない理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

結果

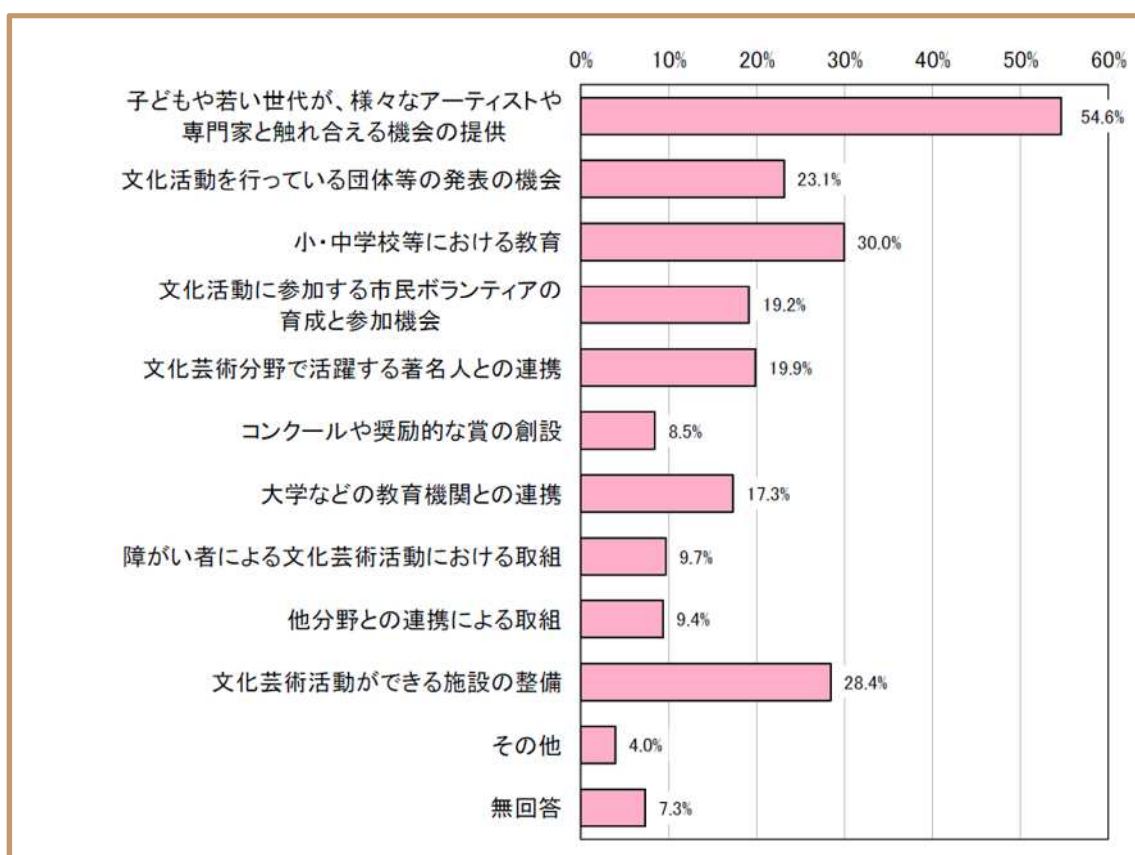
文化や芸術に関する活動が盛んだと思わない理由については、「イベントをやっていない若しくは少ないから」が44.0%と最も多く、次いで「地域の活動が活発ではないから」が37.3%、「市民の参加機会が少ないから」が22.7%となっています。



問27 東松山市で文化芸術活動を行うにあたり充実すべきことはどんなことだと思いますか。(あてはまる番号すべてに○)

結果

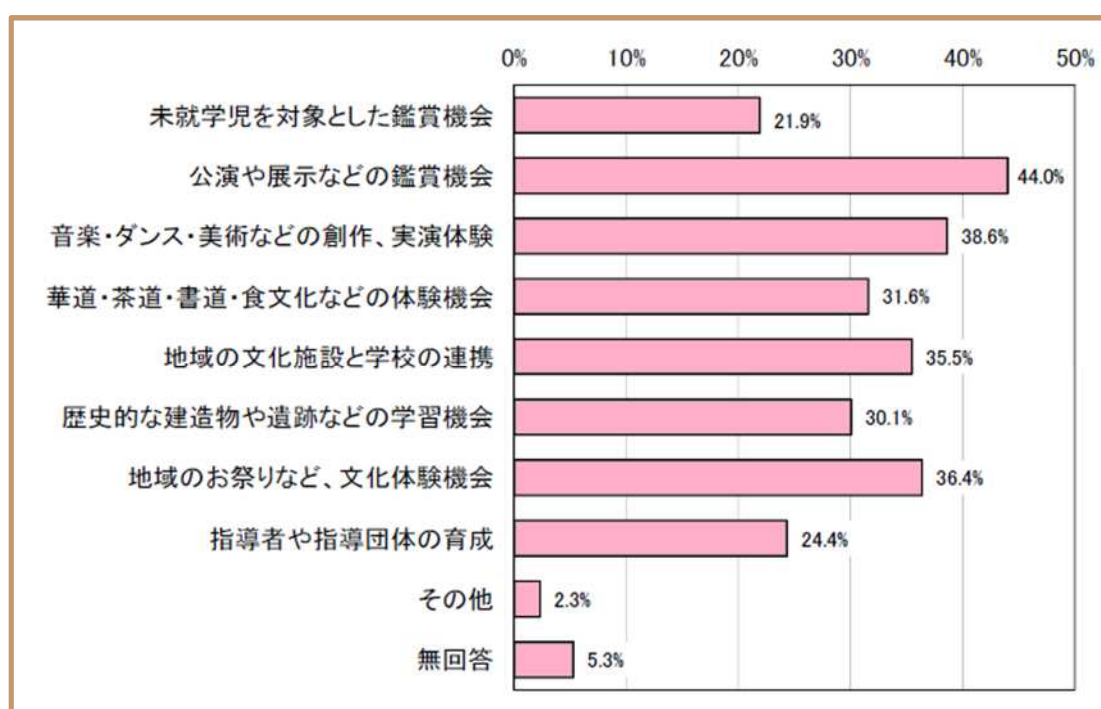
東松山市で文化芸術活動を行うにあたり充実すべきことについては、「子どもや若い世代が、様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供」が54.6%と最も多く、次いで「小・中学校等における教育」が30.0%、「文化芸術活動ができる施設の整備」が28.4%となっています。



問28 子どもたちが文化芸術に親しむための取組について、充実すべきことはどんなことだと思いますか。(あてはまる番号すべてに○)

結果

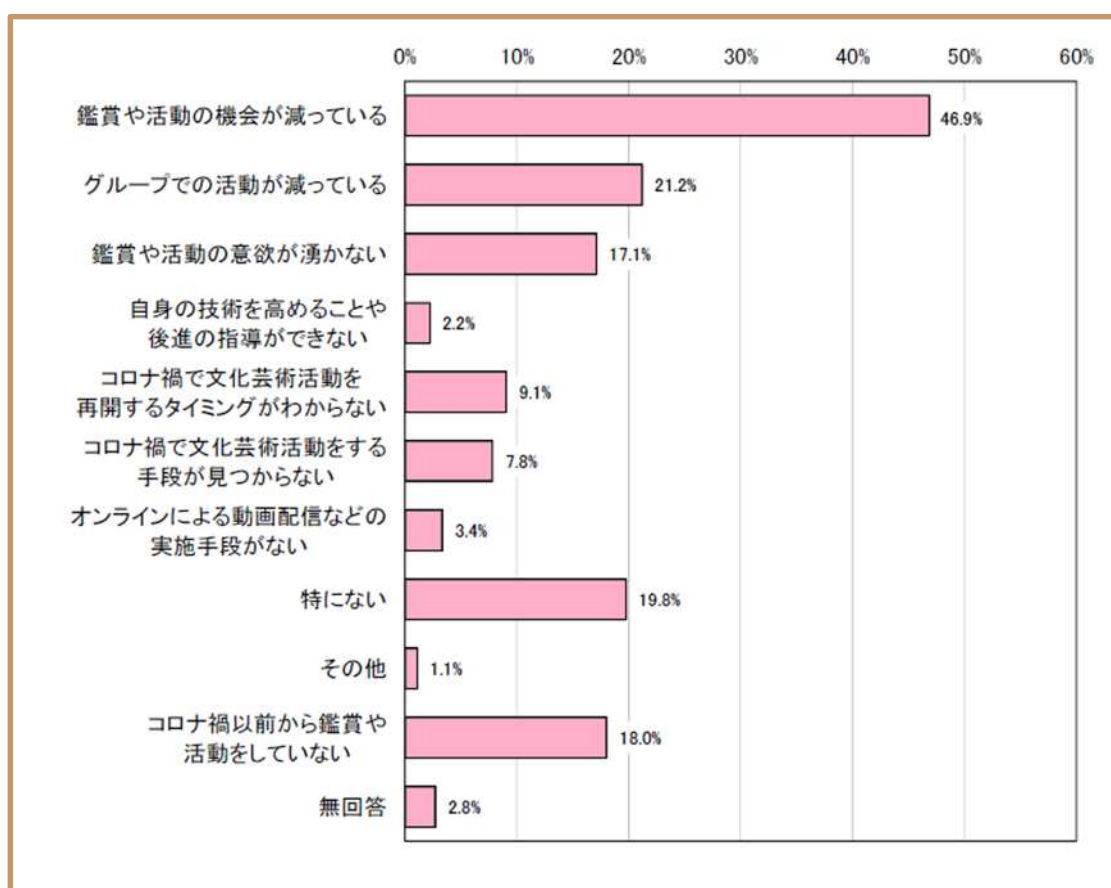
子どもたちが文化芸術に親しむために充実すべき取組については、「公演や展示などの鑑賞機会」が44.0%と最も多く、次いで「音楽・ダンス・美術などの創作、実演体験」が38.6%、「地域のお祭りなど、地域の伝統的な文化体験機会」が36.4%となっています。



問29 新型コロナウイルス感染症の拡大により、あなたの文化芸術の鑑賞や活動にどのような影響が出ていますか。(あてはまる番号すべてに○)

結果

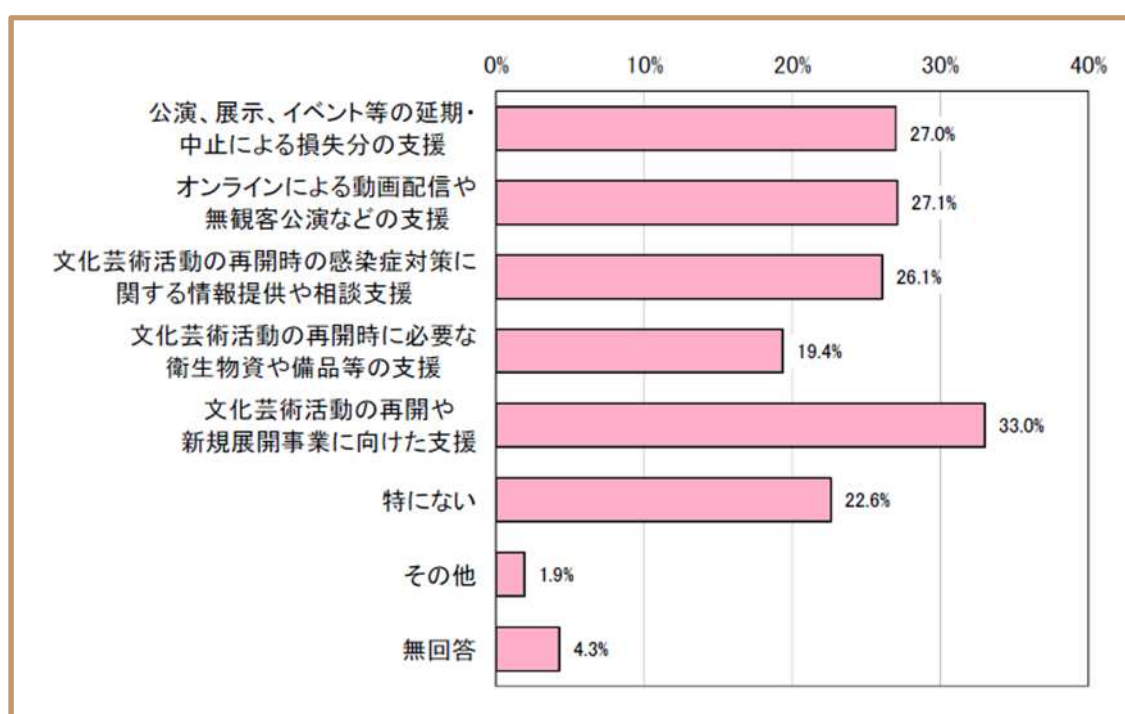
新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化芸術の鑑賞や活動に対する影響については、「鑑賞や活動の機会が減っている」が46.9%と最も多く、次いで「グループでの活動が減っている」が21.2%、「コロナ禍以前から鑑賞や活動をしていない」が18.0%となっています。



問30 新型コロナウイルス感染症による影響下の支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまる番号すべてに○)

結果

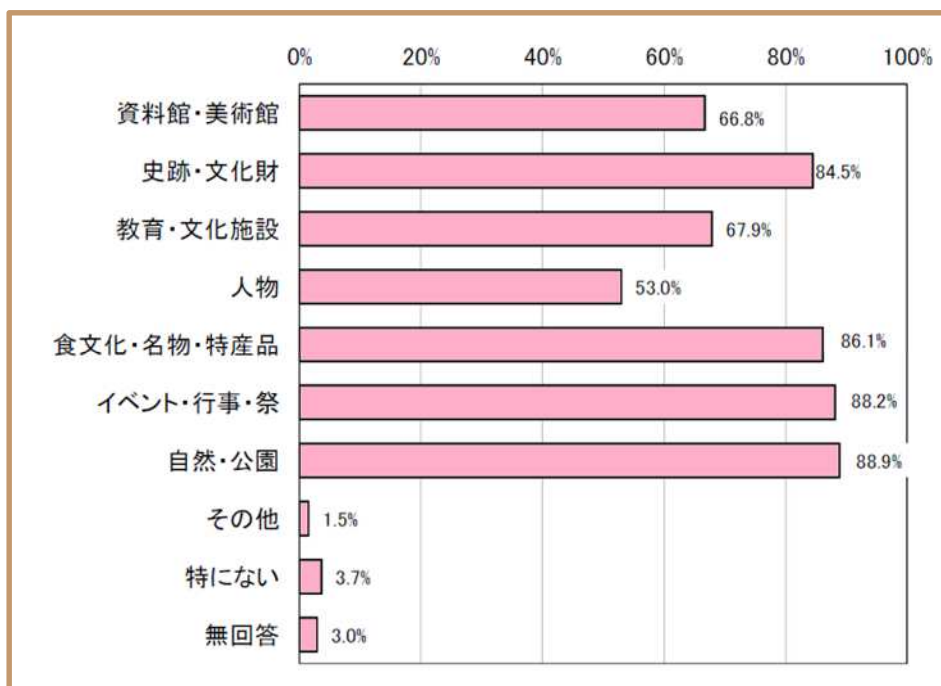
新型コロナウイルス感染症による影響下の支援として必要なことについては、「文化芸術活動の再開や新規展開事業に向けた支援」が33.0%と最も多く、次いで「オンラインによる動画配信や無観客公演などの支援」が27.1%、「公演、展示、イベント等の延期・中止による損失分の支援」が27.0%となっています。



問31 あなたが「東松山市の魅力的な地域資源」として思い浮かぶものはどのようなものがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

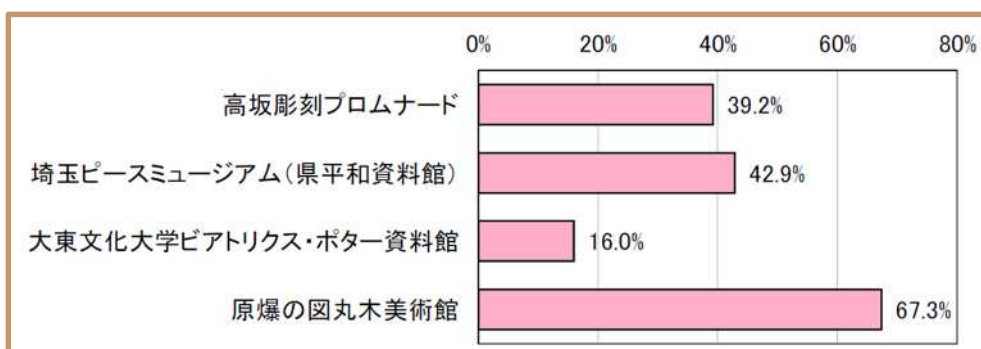
結果

「東松山市の魅力的な地域資源」として思い浮かぶものについては、「自然・公園」が88.9%と最も多く、次いで「イベント・行事・祭」が88.2%、「食文化・名物・特産品」が86.1%となっています。



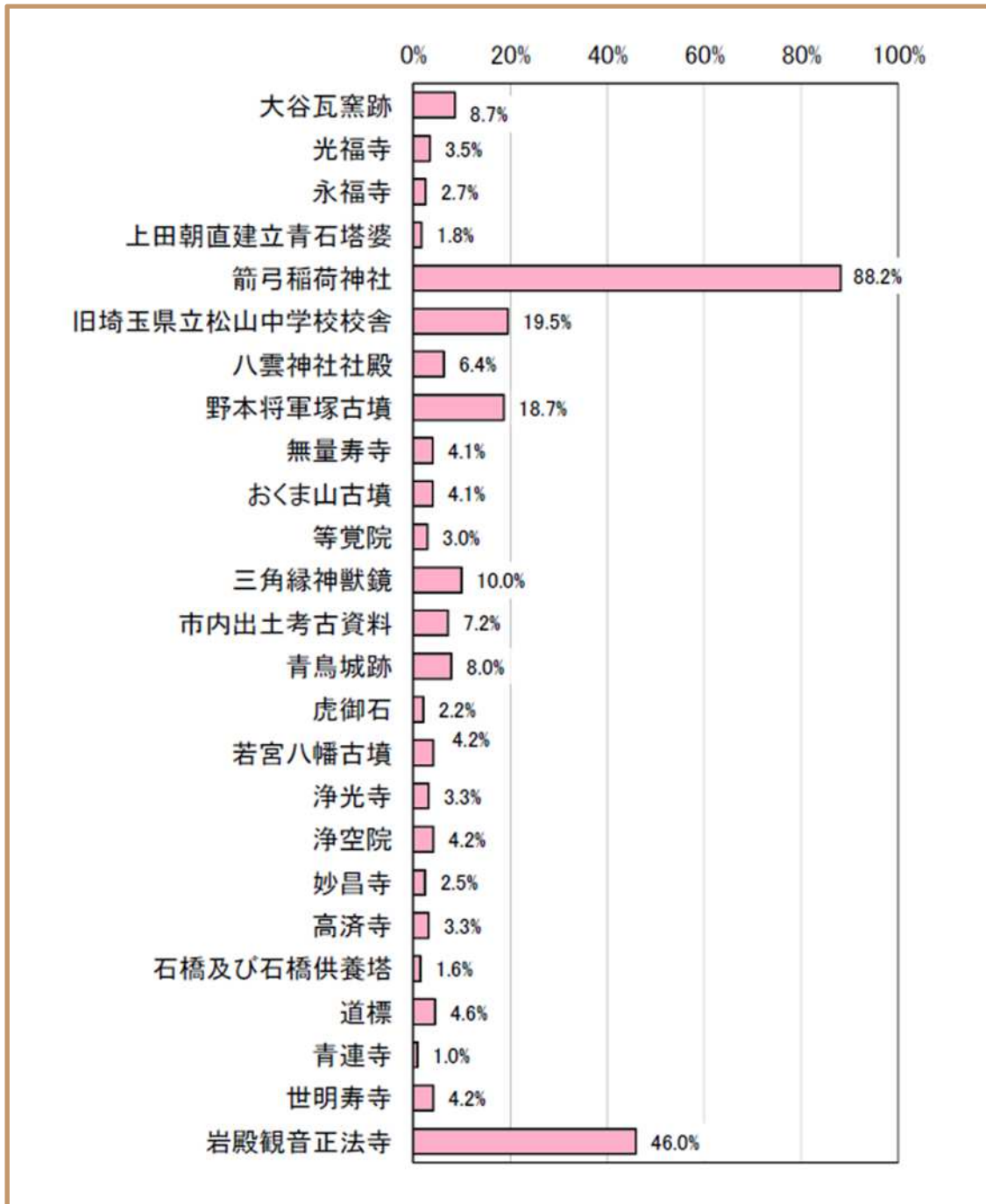
【資料館・美術館】

魅力的な資料館・美術館として思い浮かぶものについては、「原爆の図丸木美術館」が67.3%と最も多く、次いで「埼玉ピースミュージアム(県平和資料館)」が42.9%、「高坂彫刻プロムナード」が39.2%となっています。



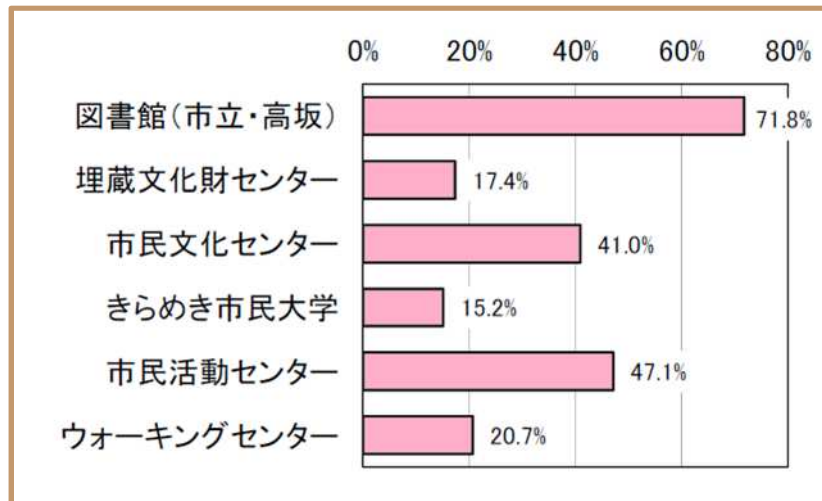
【史跡・文化財】

魅力的な史跡・文化財として思い浮かぶものについては、「箭弓稲荷神社(社殿・元宮・手水舎)」が88.2%と最も多く、次いで「岩殿観音正法寺(銅鐘・六面幢・名勝地・門前町)」が46.0%、「旧埼玉県立松山中学校校舎(埼玉県立松山高等学校記念館)」が19.5%となっています。



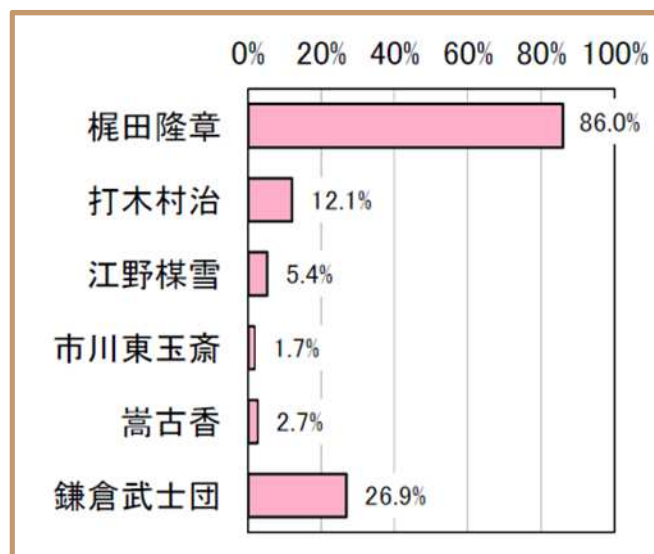
【教育・文化施設】

魅力的な教育・文化施設として思い浮かぶものについては、「図書館(市立・高坂)」が71.8%と最も多く、次いで「市民活動センター」が47.1%、「市民文化センター」が41.0%となっています。



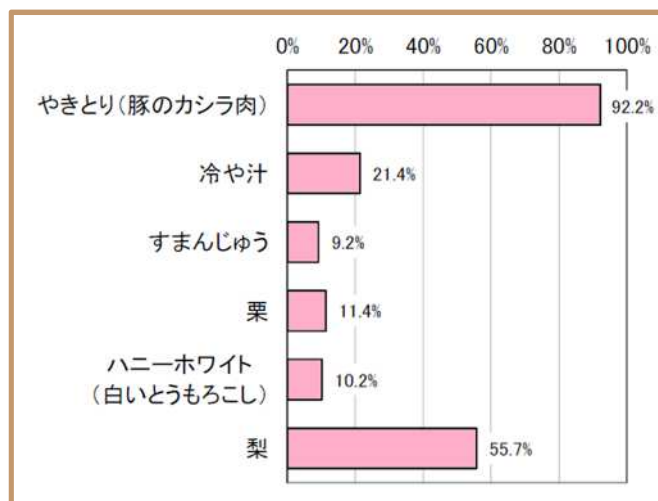
【人物】

魅力的な人物として思い浮かぶものについては、「梶田隆章」が86.0%と最も多く、次いで「鎌倉武士団(比企氏、野本氏、小代氏、押垂氏)」が26.9%、「打木村治」が12.1%となっています。



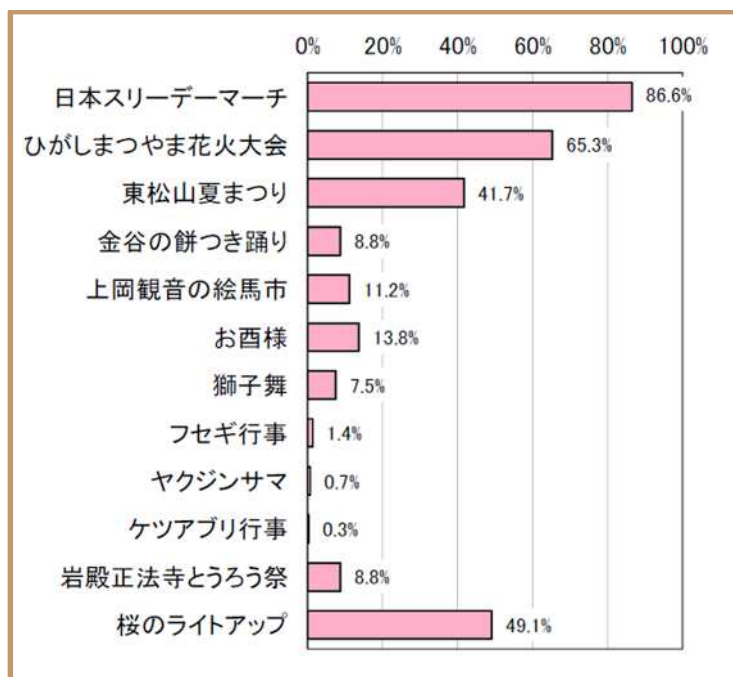
【食文化・名物・特産品】

魅力的な食文化・名物・特産品として思い浮かぶものについては、「やきとり(豚のカシラ肉)」が92.2%と最も多く、次いで「梨」が55.7%、「冷や汁」が21.4%となっています。



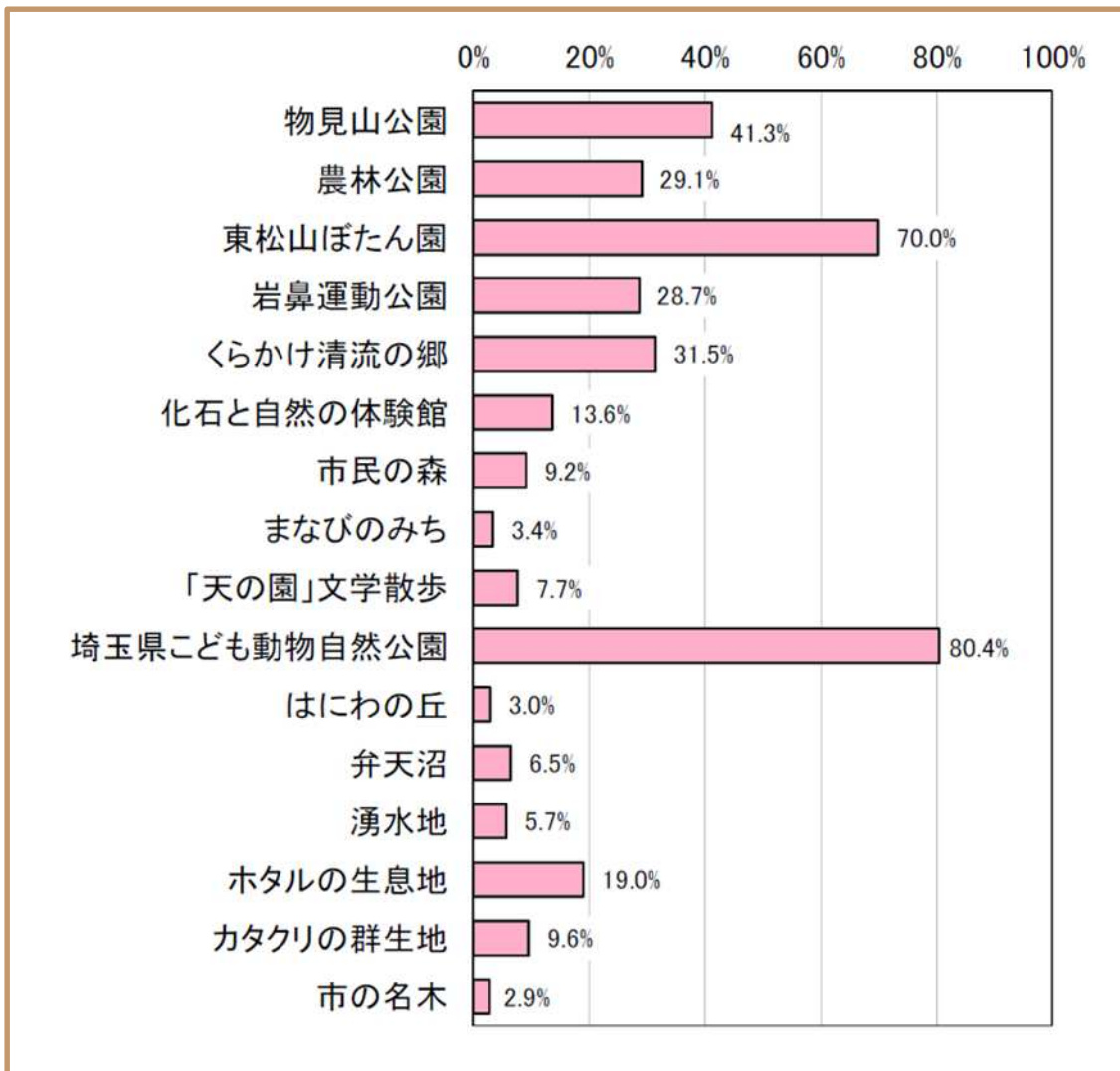
【イベント・行事・祭】

魅力的なイベント・行事・祭として思い浮かぶものについては、「日本スリーデーマーチ」が86.6%と最も多く、次いで「ひがしまつやま花火大会」が65.3%、「桜のライトアップ(上沼公園・下沼公園)」が49.1%となっています。



【自然・公園】

魅力的な自然・公園として思い浮かぶものについては、「埼玉県こども動物自然公園」が80.4%と最も多く、次いで「東松山ぼたん園」が70.0%、「物見山公園」が41.3%となっています。



② 団体調査

問1 貴団体の団体名をご記入ください。

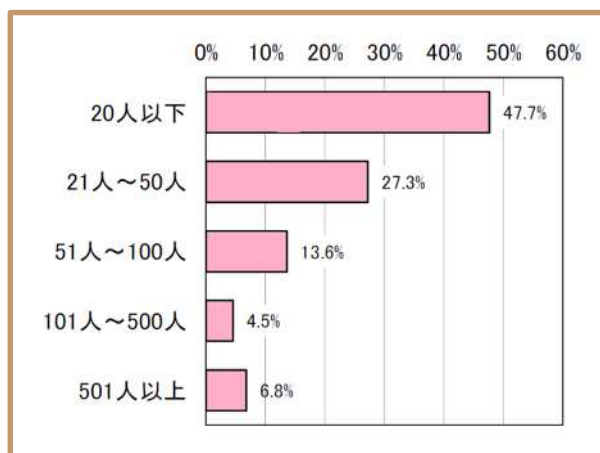
ご協力いただいた団体

■東松山市民コーラス	■金谷もちつきおどり
■東松山市ソフトテニス連盟	■東松山新柳会
■松葉町祭りばやし保存会	■東松山美術協会第3部（写真）
■ボーイスカウト東松山第1団	■ナレオメプア
■東松山市邦楽三曲会	■松山南柔道スポーツ少年団
■東松山市ウインドアンサンブル	■東松山茶華道連盟
■比企ビデオクラブ	■紅陽社
■上野本八幡神社獅子舞保存会	■東松山将棋連盟
■剣道連盟	■たこつき唄、上岡音頭保存会
■二胡ユニット優美（ヨーメイ）	■東松山美術協会第一部「絵画」
■麦打ち唄保存会	■東松山市民劇場
■ガールスカウト埼玉県第2団	■東松山市野球連盟
■東松山アマチュア無線クラブ	■東松山美術協会第4部「工芸・彫刻」
■東松山市民謡民舞連盟	■神戸獅子舞保存会
■東松山市子ども会育成者連絡協議会	■東松山歩こう会
■武蔵流東松山太鼓	■比企交響楽団
■社会福祉法人 昴 まちこうば Groovin	■箭弓町祭囃子保存会
■野田獅子舞保存会	■東松山市民ギター
■陶芸クラブ東松山	■野本ミニバススポーツ少年団
■地域活動支援センターあすみーる （東松山市社会福祉協議会）	■東松山美術協会・火曜書道クラブ 土曜書道クラブ・福祉書道クラブ
■東松山社交ダンスクラブ	■下唐獅子舞保存会
■東松山市サッカー協会	■東平ひきずり餅保存会

問2 貴団体のおおよその人数についてご記入ください。

結果

所属団体の人数については、「20人以下」が47.7%と最も多く、「21人～50人」が27.3%、「51人～100人」が13.6%となっています。

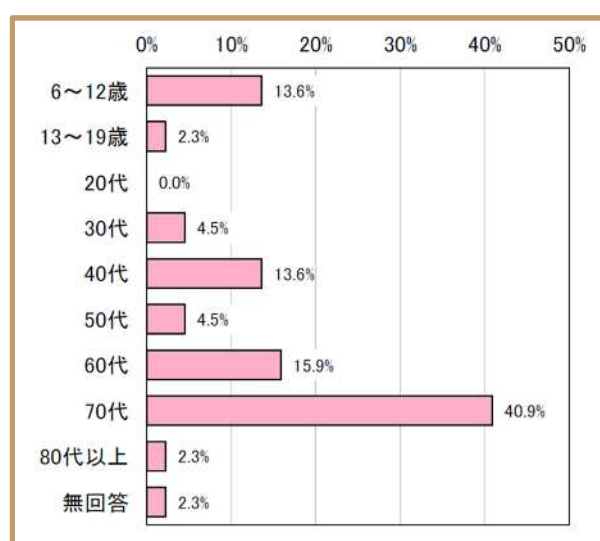


問3 貴団体の活動の中心となる年齢層について教えてください。

(あてはまる番号1つに○)

結果

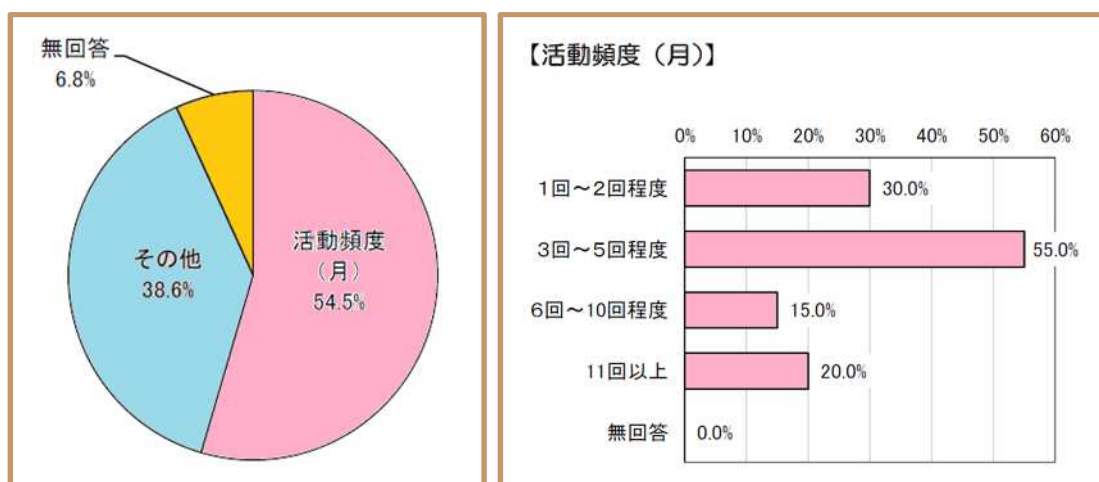
団体の活動の中心年齢層は「70代」が40.9%と最も多く、次いで「60代」が15.9%、「40代」が13.6%となっています。



問4 貴団体の活動頻度についてご記入ください。

結果

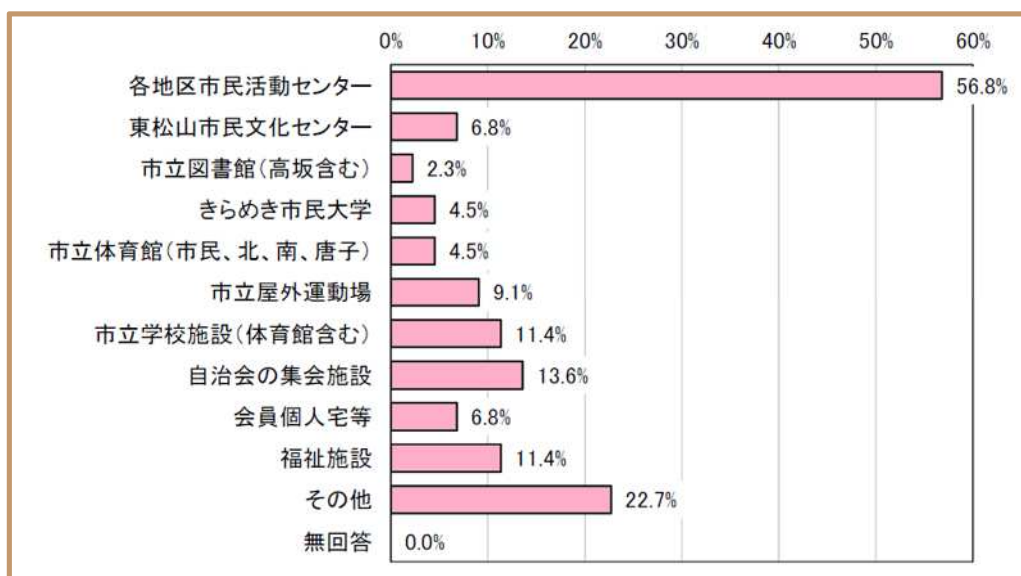
団体の活動頻度については、「活動頻度(月)」が54.5%、その他が「38.6%」となっています。また、月の活動頻度については、「3～5回程度」が55.0%と最も多く、次いで「1～2回程度」が30.0%、「11回以上」が20.0%となっています。



問5 貴団体の活動場所について教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

結果

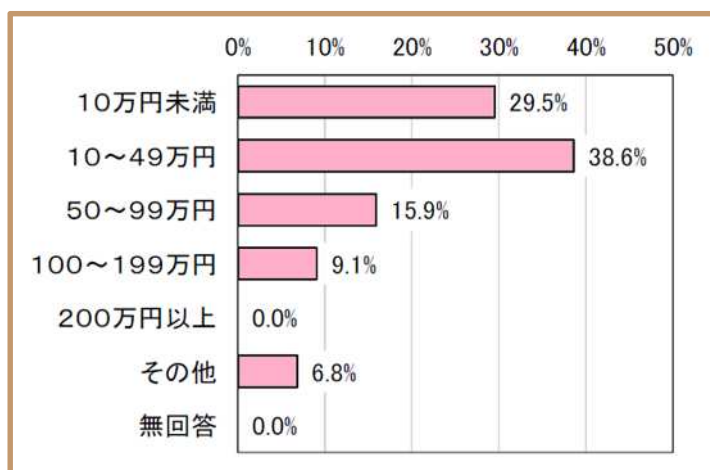
団体の活動場所については、「各地区市民活動センター」が56.8%と最も多く、次いで「その他」が22.7%、「自治会の集会施設」が13.6%となっています。



問6 貴団体は、年間の活動にどれくらいの経費を必要としますか。
(あてはまる番号1つに○)

結果

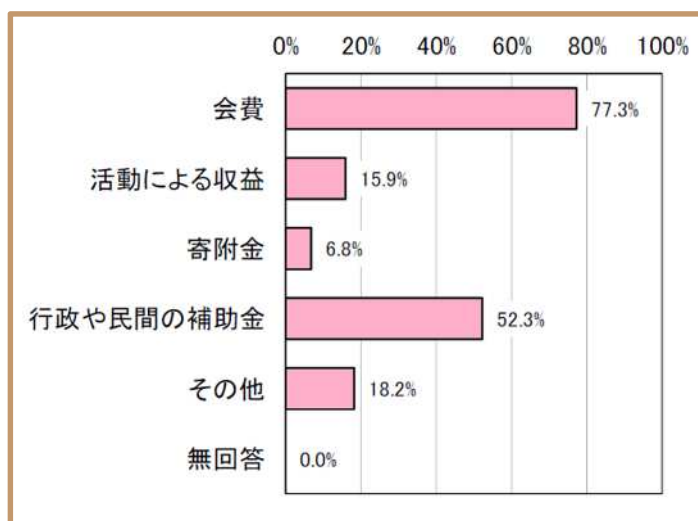
団体の年間活動経費については、「10～49万円」が38.6%と最も多く、次いで「10万円未満」が29.5%、「50～99万円」が15.9%となっています。



問7 貴団体は活動経費を主にどのように賄(まかな)っていますか。
(あてはまる番号すべてに○)

結果

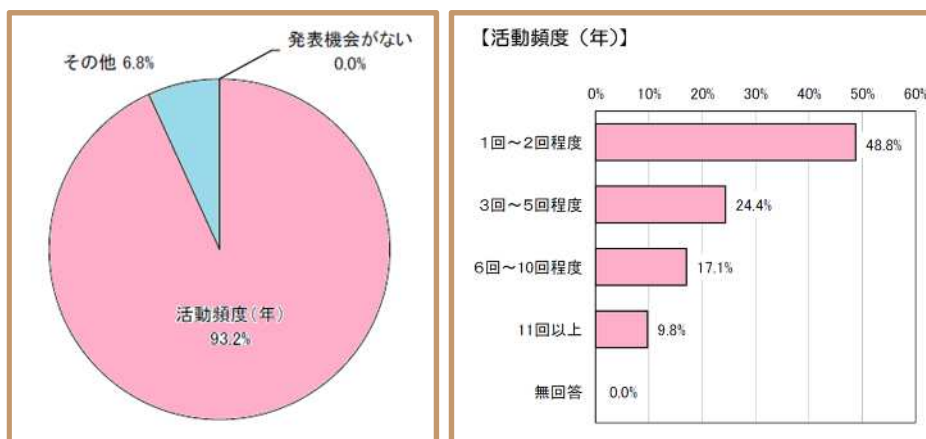
団体の活動経費をどのように賄っているかについては、「会費」が77.3%と最も多く、次いで「行政や民間の補助金」が52.3%、「その他」が18.2%となっています。



問8 コロナ禍以前の約1年間に、貴団体の成果発表会・展示会・スポーツ大会などは年に何回くらいありましたか。

結果

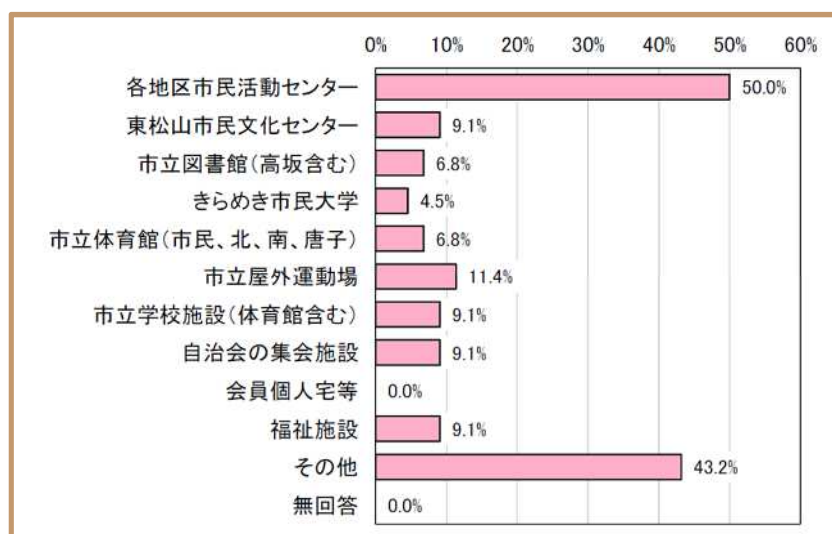
コロナ禍以前の約1年間における、成果発表会・展示会・スポーツ大会については、「活動頻度(年)」が93.2%、「その他」が6.8%となっています。また、発表回数については、「1回～2回程度」が48.8%と最も多く、次いで「3回～5回程度」が24.4%、「6回～10回程度」が17.1%となっています。



問9 貴団体の成果発表会・展示会・スポーツ大会を行う場所について教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

結果

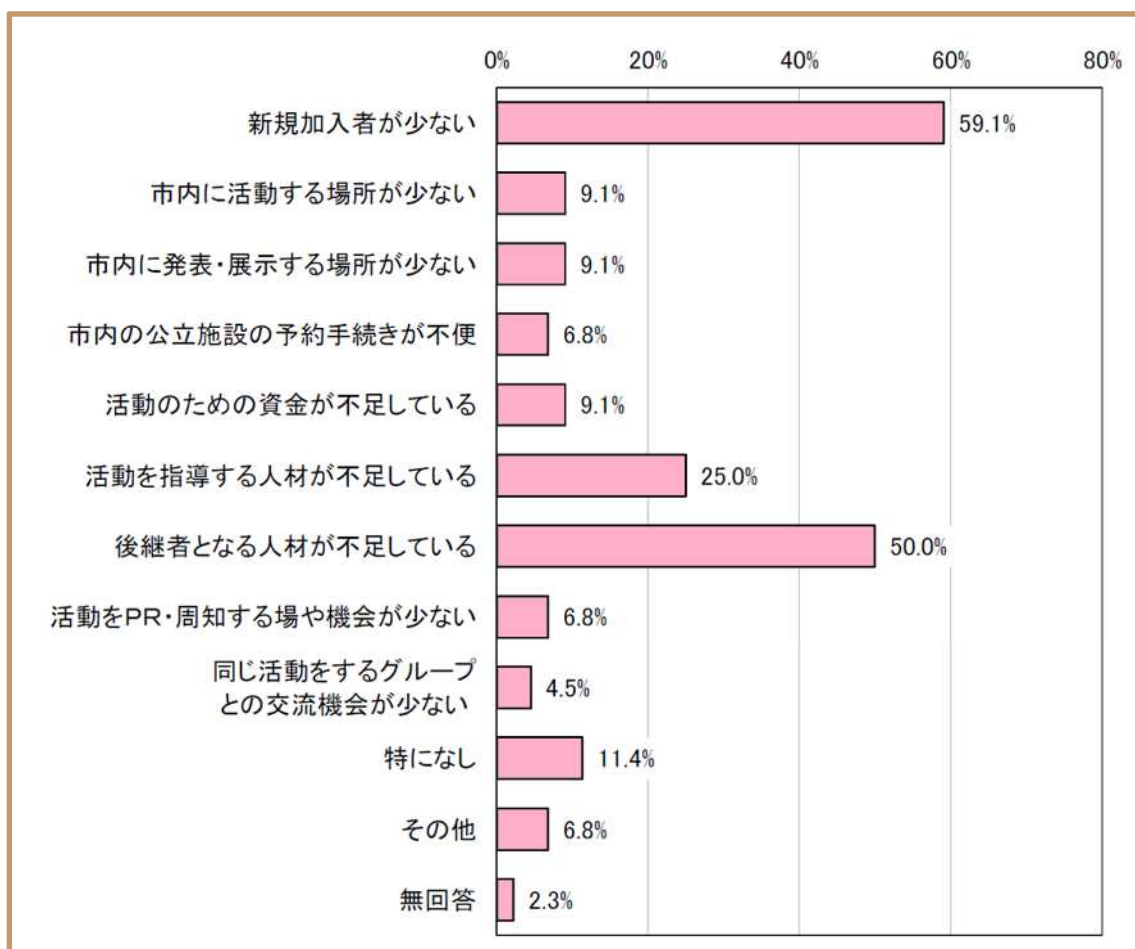
団体の成果発表会・展示会・スポーツ大会を行う場所については、「各地区市民活動センター」が50.0%と最も多く、次いで「その他」が43.2%、「市立屋外運動場」が11.4%となっています。



問10 コロナ禍以前の約1年間、活動するうえで困っていたことは何ですか。
(あてはまる番号3つまでに○)

結果

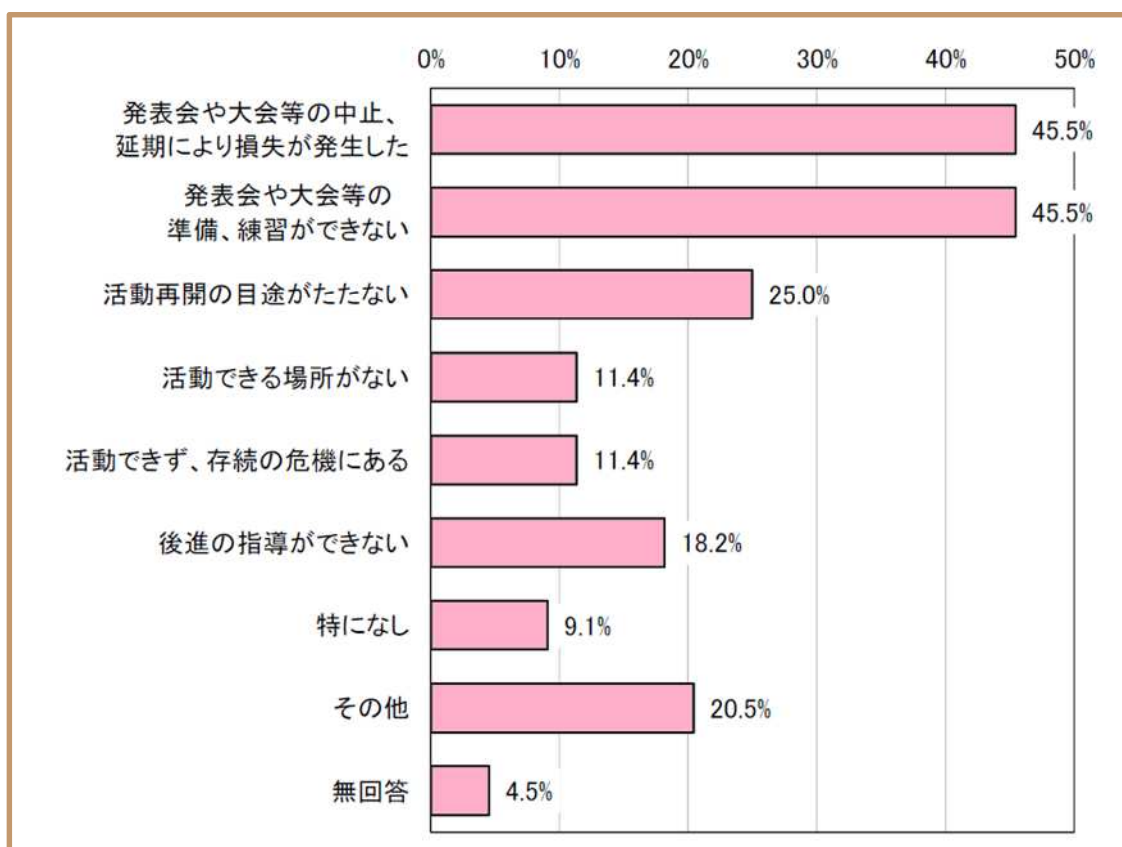
コロナ禍以前の約1年間、活動するうえで困っていたことについては、「新規加入者が少ない」が59.1%と最も多く、次いで「後継者となる人材が不足している」が50.0%、「活動を指導する人材が不足している」が25.0%となっています。



問11 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響としてどのようなことがありますか。
(あてはまる番号すべてに○)

結果

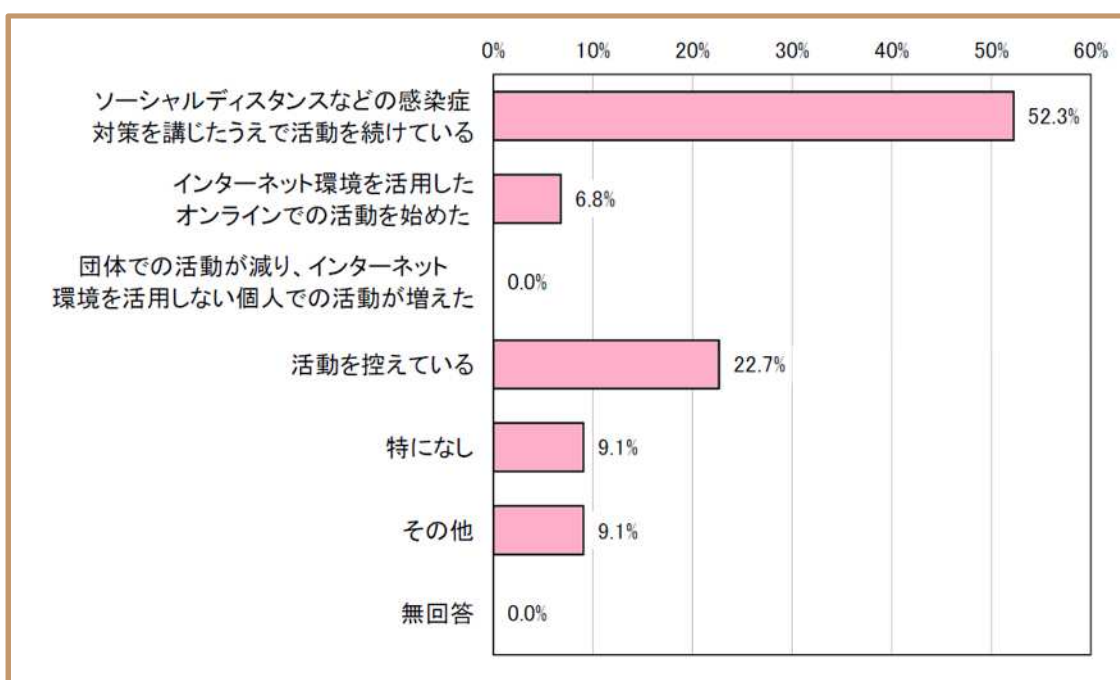
新型コロナウイルス感染症の拡大で影響があったことについては、「発表会や大会等の中止、延期により損失が発生した」「発表会や大会等の準備、練習ができない」が共に45.5%と最も多く、次いで「活動再開の目途がたたない」が25.0%となっています。



問12 新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動に変化がありましたか。
(あてはまる番号1つに○)

結果

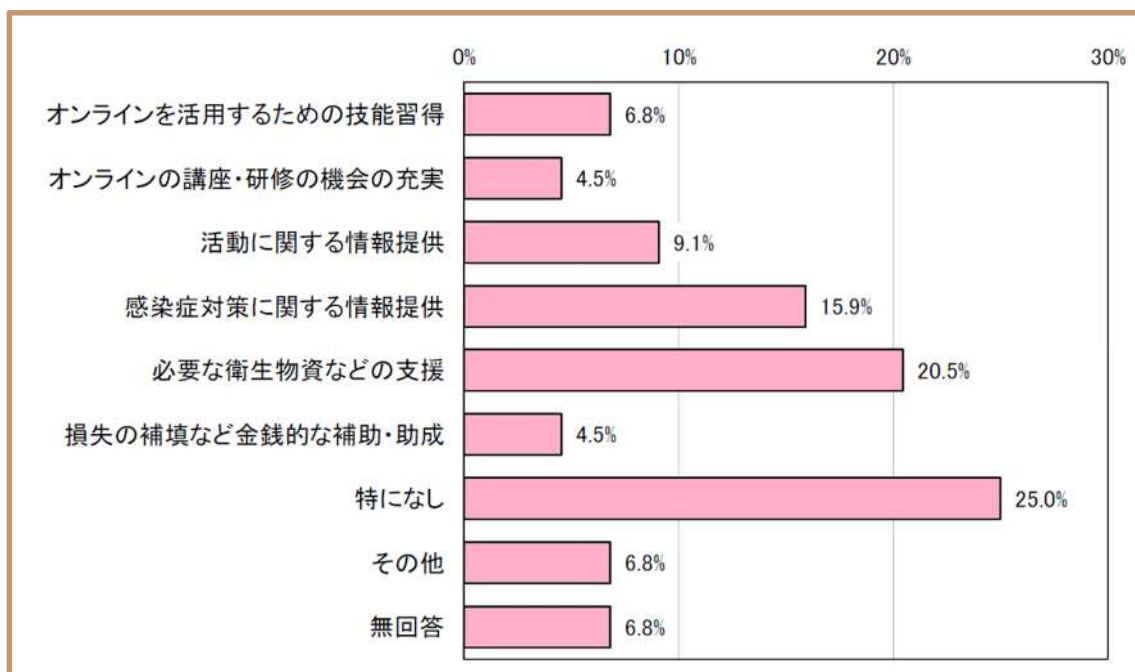
新型コロナウイルス感染症の拡大による活動の変化については、「ソーシャルディスタンスなどの感染症対策を講じたうえで活動を続けている」が52.3%と最も多く、次いで「活動を控えている」が22.7%、「特になし」「その他」が共に9.1%となっています。



問13 新型コロナウイルス感染症による影響下で活動を継続するために必要だと思うこととは何ですか。(あてはまる番号1つに○)

結果

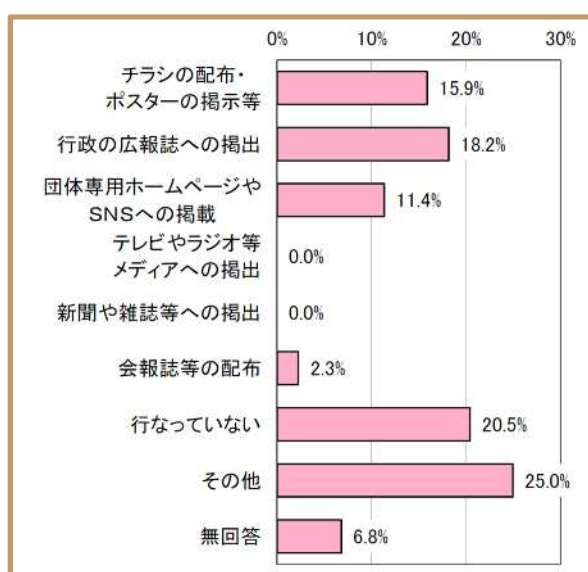
新型コロナウイルス感染症による影響下で活動を継続するために必要だと思うことについては、「必要な衛生物資などの支援」が20.5%、「感染症対策に関する情報提供」が15.9%となっています。また、「特になし」が25.0%となっています。



問14 貴団体は、PR活動(加入促進を含む)を行っていますか。
(あてはまる番号1つに○)

結果

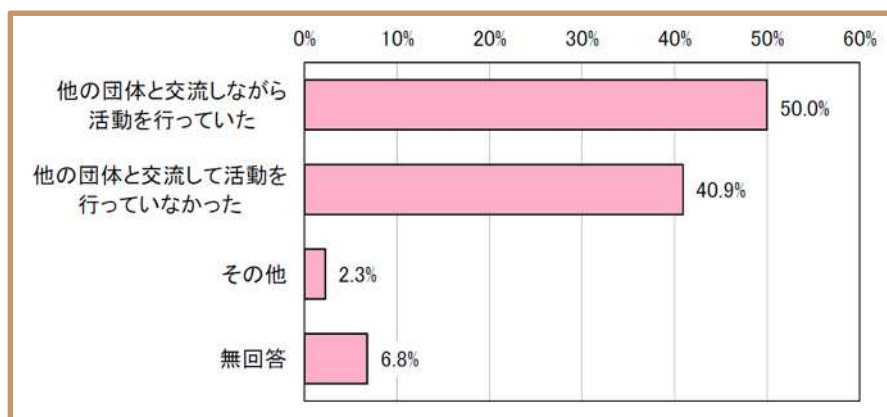
PR活動については、「その他」が25.0%と最も多く、次いで「行っていない」が20.5%、「行政の広報誌への掲出」が18.2%となっています。



問15 コロナ禍以前の約1年間、貴団体は、他の団体(市外含む)と交流しながら活動を行っていましたか。(あてはまる番号1つに○)

結果

コロナ禍以前の約1年間における他団体との交流については、「他の団体と交流しながら活動を行っていた」が50.0%、「他の団体と交流して活動を行っていなかった」が40.9%となっています。



問16 (問15に関する)活動の具体的な内容を教えてください。

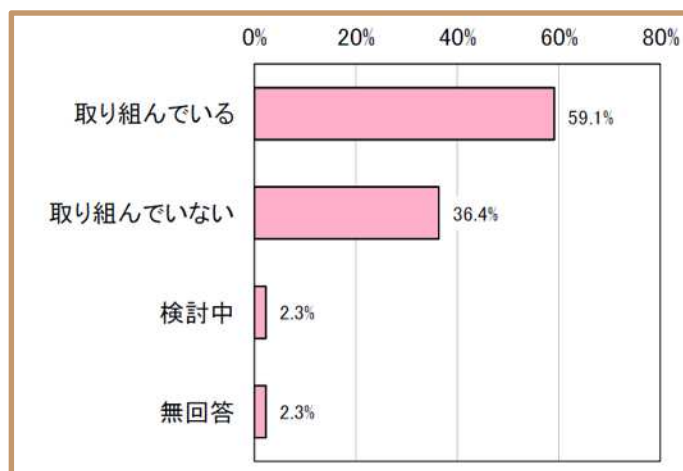
結果

- 東松山地区合唱連盟に参加し、年1回の合唱祭りへ参加。
- 東松山市民俗芸能祭。
- 川柳大会への参加活動。
- 近隣地区団体と合同スカウト活動。
- 合同練習会、試合(大会)参加。
- 東松山音楽祭。
- ビデオ作品の借用上映。
- 東松山市民俗芸能連絡協会の構成団体として、他地区の獅子舞保存会の活動など情報交換。
- 比企地区(小川、嵐山除く)での大会へ参加。
- 民俗芸能祭に参加。
- 他の美術団体の展覧会など、努力して見学に行くようにしている。
- 県連盟主催の行事(イベント)、研修会に参加し、他団体との交流を図った。
- 工芸、彫刻だけの会は、他にありません。美協会員が属している他の団体の展覧会、個展等は、工芸部員とほとんど見に行っております。
- 郷土かるた県大会への出場。
- 市内太鼓団体(鼓遊連)との演奏発表会、合同練習会、姉妹団体(三芳町武蔵流宗家武蔵太鼓・鶴ヶ島市武蔵流龍神太鼓)との合同練習会。
- 他団体との共同演奏。
- 他の社会福祉法人とのネットワークづくりを通じ、障がいのある人たちのアートについてディスカッションなど 合同企画展の実施。
- 夏祭り、五町内演奏、スリーデーマーチ、演奏。
- 東松山ギタークラブとの交流会を行った。
- 他のミニバスチームとの交流試合など。
- 合同で発表会やダンスパーティを行っていました。
- 交流大会、招待試合(大会)。

問17 貴団体は、観光、産業、子育て、まちづくり、国際交流、福祉、教育、その他分野など分野を越えた連携を図る取組を行っていますか。(あてはまる番号1つに○)

結果

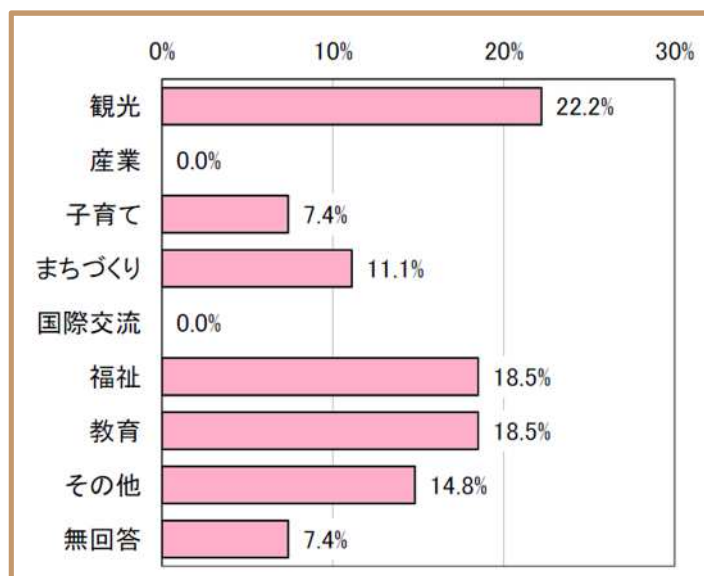
団体の分野を越えた連携については、「取り組んでいる」が59.1%、「取り組んでいない」が36.4%となっています。



問18 取り組んでいる分野や検討中の分野はどのような分野ですか。(あてはまる番号1つに○)

結果

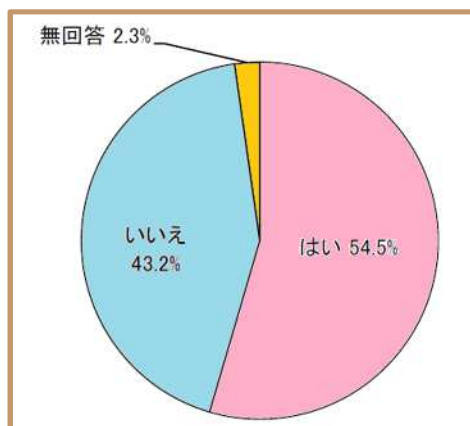
団体の分野を越えた連携に「取り組んでいる」若しくは「検討中」の分野については、「観光」が22.2%と最も多く、次いで「福祉」と「教育」が共に18.5%となっています。



問19 貴団体は、次世代の担い手の増加・育成に向けた取組を行っていますか。
(あてはまる番号1つに○)

結果

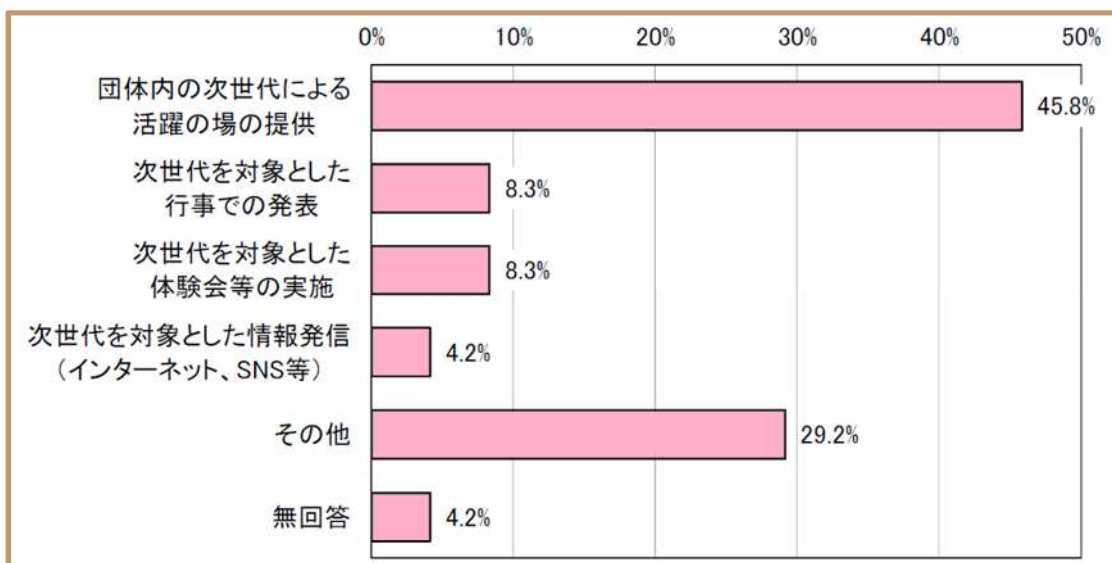
次世代の担い手の増加・育成に向けた取組を行っているかについては、「はい」が54.5%、「いいえ」が43.2%となっています。

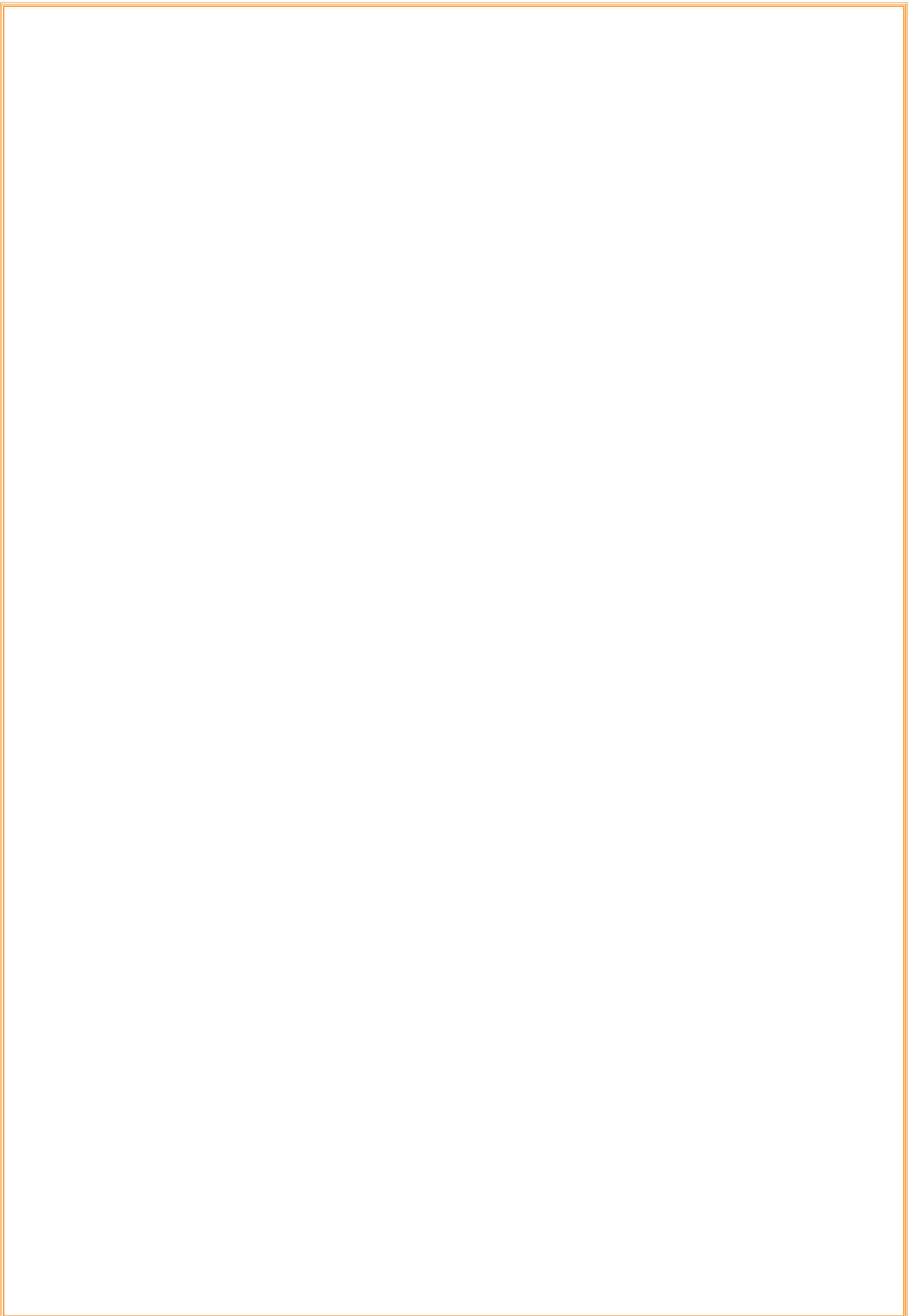


問20 それは、どのような取組ですか。(あてはまる番号1つに○)

結果

次世代の担い手の増加・育成に向けた取組については、「団体内の次世代による活躍の場の提供」が45.8%と最も多く、次いで「その他」が29.2%、「次世代を対象とした行事での発表」「次世代を対象とした体験会等の実施」が共に8.3%となっています。





東松山市文化芸術推進基本計画(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月策定

編集・発行 東松山市教育委員会(生涯学習課)

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-23-2221(代表)

FAX 0493-23-2239(直通)

URL <http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>